平成24年第4回嬉野市議会定例会会議録												
招集年月日	平成24年12月7日											
招 集 場 所	嬉野 市議会議場											
開閉会日時	開議	平成24年12月17日			午前10時00分		議	長	太	田	重	喜
及び宣告	散会	平成24年12月17日		午後2時4分		議	長	太	田	重	喜	
	議席 番号	氏 名		出欠	議席 番号	氏		名	名		出欠	
	1番	辻	浩		出	10番	副	島	孝	裕	出	
	2番	ЩЕ	忠	孝	出	11番	田	中	政	司	出	
	3番	田中	立.	一郎	出	12番	織	田	菊	男	ļ	出
応 (不応) 招	4番	山下	芳	郎	出	13番	神	近	勝	彦	ļ	出
議員及び出席並びに欠席議員	5番	ЩЕ	政	人	出	14番	田	П	好	秋	ļ	出
	6番	小 田) 寛	之	出	15番	西	村	信	夫	ı	出
	7番	大 島	恒	典	出	16番	平	野	昭	義	ı	出
	8番	梶原	〔	也	出	17番	Щ	口		要	ı	出
	9番	園田	浩	之	出	18番	太	田	重	喜	ı	出

	1	Т		1		
	市 長	谷口	太一郎	地域づくり・結婚支援課長		
	副市長	中島	庸 二	福祉課長	徳永	賢 治
	教 育 長	杉崎	士 郎	健康づくり課長		
	総務部長	中島	直宏	農林課長	中島	憲郎
	企画部長	松尾	保 幸	学校教育課長	神近	博 彦
地方自治法	健康福祉部長	江 口	常雄	収納課長	堤	一男
第121条の規定	産業振興部長	一ノ瀬	真	税務課長	池田	英 信
により説明のため議会に出席	建設部長	松尾	龍 則	観光商工課長	Щ П	健一郎
した者の職氏名	教育部長教育総務課長兼務	中島	文二郎	健康福祉課長	杉 野	昌 生
	会計管理者	三根	清 和	茶業振興課長		
	総務課長	永 江	邦 弘	建設・新幹線課長	中尾	嘉伸
	財政課長	筒井	保	環境下水道課長	土 田	辰 良
	市民課長	井 上	親司	水道課長		
	企画企業誘致課長	井 上	嘉徳	農業委員会事務局長	古 田	三男
本会議に職務	議会事務局長	坂本	健 二			
のため出席した 者の職氏名						

平成24年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年12月17日(月) 本会議第5日目 午前10時 開 議

日程第1 議案質疑

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度嬉野市一般会計補正予算(第6号))

議案第68号 嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例について

議案第69号 嬉野市防災会議条例及び嬉野市災害対策本部条例の一部を改正す る条例について

議案第70号 嬉野市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例につい て

議案第72号 嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条 例について

議案第73号 嬉野市公会堂条例の一部を改正する条例について

議案第74号 嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例 について

議案第75号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について

議案第76号 嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

議案第77号 嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例について

議案第78号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第79号 嬉野市学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例について

議案第80号 嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第81号 嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について

議案第82号 嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について

議案第83号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第84号 嬉野市公園条例の一部を改正する条例について

議案第85号 指定管理者の指定について

議案第86号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 規約の変更について

議案第87号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第88号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算(第7号)

議案第89号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第90号 平成24年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第91号 平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

議案第92号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別 会計補正予算(第1号)

議案第93号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費 特別会計補正予算(第1号)

議案第94号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費 特別会計補正予算(第1号)

議案第95号 平成24年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算(第1 号)

議案第96号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第97号 嬉野市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につ いて

発議第10号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について

発議第11号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第12号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

〇議長 (太田重喜君)

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案質疑を行います。

今議会での議案質疑につきましては、通告制です。質疑につきましては、全て簡明にする ものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。また、自己の意見を述べ ることができない。質疑は同一議題について3回を超えることができない旨、会議規則第54 条に規定していますので、御注意ください。

それでは、議案第67号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度嬉野市一般会計補正予算(第6号))の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第68号 嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例についての質疑を行います。 質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

一般質問ができませんでしたので、この場でしっかりやりたいと思いますので、よろしく お願いいたします。

今回、嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例ということで新たにできたわけなんですけれども、これは今まで使用料ということで2,000円、保護者の皆様からいただいていたわけでございます。以前から私はこの2,000円がお菓子代ということで使われていて、運営については全くお金が出ていないからということで、いろんな御質疑を今までした経緯がございますが、この負担金ということになったことによって、このあたりの徴収された負担金として、どのように使っていかれるようになるのか。また、以前はお菓子ということでされておりましたけれども、このお菓子のことについてはどういうふうになるのかですね。このあたりについてお尋ねをしたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

利用料として2,000円を徴収されておったということでございます。これにつきましては、 おやつ代ということでお願いをいたしておったところですけれども、このおやつ代について は、保護者の方とクラブとの話し合いのもとにおやつ代をいただくということになっておっ たところです。市の歳入としては計上されておりません。

今回、負担金としてお願いするのは、厚生労働省の放課後児童健全育成事業実施要領によりまして、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる旨の規定がされております。その規定によりましてお願いをするものですけれども、今回、2,000円ということですけれども、近隣の状況を見てみますと、1,000円から3,000円の負担金あるいは使用料をお願いされておるところです。この額につきましては、ばらつきございますが、中身の内容が若干違っております。3,000円のところはおやつ代が含まれているとか、1,000円のところは含まれていないとかですね。今回2,000円としてお願いするのは、あくまでも事業費に充てるための負担金ということでございます。おやつ代につきましては、今のところ市が徴収することは考えておりません。ただし、今回、新たな事業主が実施をいただきますので、今後、保護者の方、あるいは新しく受託いただける事業所、この間でどうしてもおやつが欲しいということであれば、その段階で協議をさせていただくことになりますが、あくまでも市のほうとしては、おやつ代としては徴収しないということを考えております。

これにつきましては、学校施設であること、それから今回、1年生から6年生まで範囲を 広げております。そういう中で、学校施設内でおやつを食べさせることがいいのかというこ ともございます。ただ、長期の夏休み等については、少し御意見を伺う必要があろうかと思 います。一日中ということになりますので。

それから、今回、負担金といたしましたのは、考え方としては、使用料、利用料としてお願いする方法がございます。それともう1つが、この負担金という指定をお願いする方法でございますけれども、使用料、利用料とする場合は、公共施設を利用するということでの利用料、施設料になります。負担金というのはあくまでもこの事業に、この財源として充てるためのものでございます。そういうことで、今回は負担金ということでお願いをいたしたところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

ということであれば、負担金ということで、次年度から歳入のほうに上がってくるわけですよね。そうなった場合、歳出先としては、これは先ほど言われたように、学校施設を全ての放課後児童クラブは行うわけでございますので、そうなると、学校施設そのものの電気代とか光熱水費ですよね、これは学校運営の一括した中で、多分計上されているものというふうに私は理解するんですよ。その一部一部を電源がブレーカーとかメーターがあって、一つ一つの施設で幾ら使った幾ら使ったというのがわかればいいんですけれども、学校全体の施設の中での多分光熱水費というふうな取り組みだと思いますので、そうなった場合に、この負担金が使われる目的というのがどういうふうになるのかなという危惧を持つわけですよ。そうなったときに、あくまでもこれは全額人件費として、今、委託をするわけでございますので、今後、受けられる方々、団体さんに、その人数に合わせたそのままの金額をその方々に補助金といいますか、交付金といいますか、そういうふうな形でお渡しになるというふうな形になるのかですね。

その点と、先ほどおやつについて、保護者の要望があれば与えていく可能性もあると。言い方をかえれば保護者のほうからおやつは要りませんよということがあれば、おやつは与えないというふうな御答弁というふうに私はとるんですが、課長も多分御存じだと思いますが、全国学童保育連絡協議会というのがございますよね。この中に学童保育指導員の指針というものがあるわけですが、この中に結局、学童については、おやつは与えなさいというふうに指導書なっているんですよ。それは特に今回6年生までということでございますけれども、基本的には低学年、1年生、2年生、あるいは3年生ぐらいを対象とした放課後児童であると。ですから、その子どもたちが、やはり夕飯までの空腹感とか、そういうものを緩和する

ために、こういうふうな指導書の中に書いてあるわけですよね。それを考えると、先ほど課長が言われた保護者が要望があるならばとか、あるいは学校施設内での結局飲食等については、ちょっとというふうなこととは若干ずれてくるわけですよね。この指導書の考え方と、そして今おっしゃっている課長の考え方、このあたりについてはどういうふうに整合性をとればよろしいんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

まず、電気代等についてでございますけれども、25年度の予算編成が今から始まりますが、この電気代等については、財政課と協議の上で福祉課サイドで負担をするのか、あるいは学校費の中で負担していくのかですね。最終的にはもう少し予算編成の中で協議をさせていただくことになるかと思います。今のところ福祉課の予算計上を所管課としては考えておりますが、全体的なことを考えた場合に、どちらがいいのかというのは、今度の予算編成の中で判断をしていくかと思います。

それから、負担金の財源についてでございますけれども、これについては、この放課後事業全体の財源として充てるようになります。ですから、全体の予算ですね、その中のその他の財源として充てるようになります。

それから、おやつについてですけれども、このおやつについては、今までも保護者の方、それから事業主との話し合いのもとに3,000円をお願いするということで、市の予算とは全然関係なく運用をされてきております。そういうことで、今回もこのおやつをどうするかということで考えましたが、各今までお引き受けになっておりました事業主さんと個別にいろいろ意見交換をいたしたところです。そういう中で、ほとんどの事業主さんが、本当におやつが必要なのかという御意見もたくさんいただきました。それと、なおさら今回学校施設で運営をするということで、おやつは必要ないのではないかという御意見がたくさんあったということと、今までもおやつ代に関しては、市が介入をしてこなかったということもございまして、今回、1年生から6年生までなるということで、市としてはおやつに関することは介入いたしませんが、どうしても保護者の御要望、それから事業主さんの必要性を思われた場合、新たに導入をしていいんじゃないかというふうに考えております。その保護者と事業主さんの状況の中で、そういうことをやっていけたらというふうに思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

健康福祉部長。

〇健康福祉部長 (江口常雄君)

申しわけありません。少し補足をさせてください。

今、準備をしている学校については、電気に関してはメーター器を別につけるように準備 をしております。

それと、おやつについてですけれども、先ほど議員がおっしゃった連絡協議会は、事業をする人たち、指導者の方たちの連絡協議会だと思うんですけれども、国や県のガイドラインには、国にはおやつに関して一切触れてありませんし、県のガイドラインには、おやつ代は本人から取りなさいと、本人というか受益者から取りなさいというふうに書いてあるだけで、出せ、出すなと、そういうようなことに関しては一切書いてございません。

〇議長(太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

まず、光熱水費を含めたことなんですけれども、新たな塩田の3施設については、こういうふうに新たにメーター等がつくのではっきりするということでございます。それについては十分理解をするわけなんですけれども、今、既存の嬉野、それから吉田、轟ですね、この3施設については、結局まだ既存の施設を使われているわけでございますので、先ほど私が質問いたしましたように、光熱水費については、メーター別ではないわけで、そのあたりの取り組みがどういうふうになるのかというところと、確実にメーターがついて、お金の出し具合がはっきりすればいいんですが、もしそうならなかった場合に、先ほど課長のほうから、それは財政課等々のお話をしながらというふうなお話でもございましたけれども、そうなると、結局暫定で、そしたら福祉課のほうが学校施設の光熱水費の一部の肩代わりというふうな予算編成でいいのかどうかとは思うんですよ、予算編成の中でですね。そのあたりについて、このあたりの考え方について、もう一回財政課としての考え方をお尋ねしたいと思います。

おやつの件に関しましては、先ほど部長が言われたように、国の指針ですよね、法律関係についても、おやつについては明記されておりません。それは私も十分存じております。ただし、やはり指導員さんの結局協議会のテキスト関係、指針、ガイドラインの中には、必ずおやつについては与えなさいというふうに、やはり現場サイドではなっているんですよね。だから、部長が言われるように、あくまでも国とか県はおやつについては必ずやりなさいよというふうには決まっておりませんので、それは事業主さんの判断ですよとおっしゃるのも十分わかるんですけれども、そしたら現場サイドは逆に、そんならうちは保護者のほうから要らないと言われたから出しません、あるいはほかの施設については、若干月500円ぐらいの予算の中でキャンディー1個でも上げようかというふうな取り組みをされるとか、ある程度言い方をかえれば、ばらばらになってしまうんじゃないかなと思うんですよ。私は現場サイドの指針の中で、おやつはやりなさいというふうに指導をされている以上は、金額、中身

については各施設の事業主さんのほうで御検討をいただくにしても、おやつについては最低 限度与えましょうというぐらいの行政の指導はあってしかるべきだというふうに思うんです が、このあたりについて再度御答弁を願いたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(江口常雄君)

大変申しわけありません。先ほどの電気代のことに関しては、私と教育部長の2人で今、話していたんですけれども、会議に入るときまでは別にするということでちょっと聞いていたんですけども、今、まだ工事の中には含めていないということですので、大変申しわけありません。

おやつに関しては、しないということでは申し上げておりませんので、あくまでも要望を 受けながら、そういうふうな御要望にはお応えするというふうに思っております。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(筒井 保君)

お答えいたします。

この電気代等につきましては、実際は子メーターをつけるというのは非常に技術的に難しい部分ございます。だから、学校教育の中の立てかえという形もございますけれども、最終的には福祉と教育ですので、決算の中では当然分けなければならないという部分が出てまいりますので、毎月毎月別枠で組んでいくか、それとも学校教育の中で立てかえをしていただいて最終的に振り分けるという形をとるか、そこは最終的には全然性質が違いますので、分けるという形をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

次に、田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

神近議員のほうから私が出していたのは大体終わりましたけど、1点だけお聞きをしたいのが、今回、条例を制定するわけですね。要するに、このもとになるのは放課後児童健全育成事業実施要綱ということで、要綱なんですよね。そこら辺で、結局は今先ほどこの要綱でいくと、1年生から3年生までの児童が対象ということで要綱のほうはなっているわけですよね。今回、負担金を徴収をするということになれば、そこでいわゆる先ほどから出ております財源、何に使うというふうなことが発生をしてくるわけですが、そうなった場合に、これが果たして要綱のままでいいのか、そこら辺の考え方ですよね。

それと、要綱の中身でいきますと、非常にここでは第3条に対象児童というふうになって

いるんですね。それが今回、この条例でいきますと、利用児童ということでなっているんですよ。そこら辺の文言等々の非常にあいまいなところがあるわけですが、ここら辺をどういうふうに考えておられるのかということでお尋ねをいたしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

先ほど議員が要綱ということで御質問いただいておりますが、この要綱というのは、市の 要綱ではなく、厚生労働省の放課後児童健全育成事業実施要綱ということで、この中に必要 な経費の一部を保護者から徴収することができるものとするという規定がございます。これ によってお願いをいたすところでございます。

それから、1年生から3年生までになっておるということでございますが、この条例を可 決いただいたら、すぐこの辺の要綱あるいは規則の整理を行うことになります。その中で1 年生から6年生までということで範囲を広げていく規定を設けるものでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

田中議員。

〇11番(田中政司君)

市の要綱に嬉野市放課後児童健全育成事業実施要綱という要綱ありますよ。だから私が申し上げたいのは、市の要綱があるわけですよ。これは告示なんですよね。条例、規則、告示、訓令ですか、たしかあると思うんですが、そういう要綱で告示ということは、これ要するにどうにでも変えられる嬉野市の要綱なんですよね。結局、議会の議決は得なくても要綱ですから、これ変えることができるわけですね。そうなった場合に、負担金が発生するから条例をつくるわけでしょう。そうなってきた場合に、財源として収入と支出が発生をするわけですよね。そうなったときにここで、要綱で1年生から3年生をもう6年生まで変えますよというふうにどんどんどん変えていいわけですよね、その時その時で考え方を変えればですよ。そうなった場合に、ですから、条例というものに変えなくてもいいんですかということです。放課後児童健全育成事業実施要綱というものを条例というものに変えなくてもいいんですかということです。負担金が発生して、そこで負担金を取るための徴収条例をつくるんだったら、なぜこれを実施するかということで、はっきり条例化しなくていいんですかということです。

〇議長 (太田重喜君)

健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (杉野昌生君)

お答えします。

この放課後健全育成事業の実施に関しては、今現在ではまだ実施要綱でもよいという、まだこの事業そのものが非常に確立されていないところもありまして、要綱で実施をしているというのがどこでもというか、多くございます。この要綱で実施をする事業の一部の費用の負担を求める場合は、その徴収については、条例の制定が必要という規定になっておりますので、実施要綱はあくまでも今現在はこの形ですけれども、今度4月1日の施行予定で改正を予定しているところです。徴収に関しては、条例の制定が必要ですので、今回のこの議会で制定をお願いしているところです。

実施要綱に関しては、あと何年ぐらいでしたか、条例で制定というのが指導の範囲には入っていたかと思います。何年度からというのが今ちょっと把握をしておりませんけれども、 将来的には実施要綱も条例の制定が必要になるような指導を今受けておるところです。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

田中議員。

〇11番 (田中政司君)

ここに条例と要綱ということであるんですが、将来的に条例になる前提の要綱であればいいが、あいまいなものだったらなるだけ条例にしなさいというふうなことがあろうかと思うんですよ。そこら辺は例規の整備をお願いしたいというふうに要望しておきます。

〇議長 (太田重喜君)

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(江口常雄君)

条例を見ていただくと、第4条から第6条あたりは規則委任をしておりますので、その規 則整備のときにできる範囲で規則に欠けるものについては規則で変えていくと。あと実務的 なものについては、要綱でもいいかなと思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、副島孝裕議員。

〇10番 (副島孝裕君)

今、お二方質問に立たれましたので、大体通告に出しているところはほとんど答弁をいただきましたが、私は第2条、第3条、第6条、条ごとに一応通告を出しております。それで、先ほど答弁の中のおやつ代を福祉課長は2,000円とか、それから3,000円とか言われたのをちょっと私聞いたとですけれども、ちょうど平成24年度当初の事業計画の説明のときに、ちょっと私も走り書きやったとですけど、おやつ代は3,000円というふうに書いています。それと、受益者負担を考慮すべきというような議論があって、それと時間延長を6時30分までと

いうふうに走り書きをしているとですけど、その辺のおやつ代の単価とか、それからこの受益者負担が、先ほど財源としては全体的な財源になると言われましたが、それに関連した、例えば、これ補助事業ですので、補助率あたりの変化がないのか。それと、ちゃんとした開所時間、終了後から6時までとか、そういうのがあれば、その辺を答弁いただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

まず、おやつ代ということでございますけども、平成21年度までは2,000円をお願いいた しておるところです。平成22年度から3,000円ということで、おやつ代をお願いいたしてお る経過でございます。

次は、時間延長ということでございますけども、8時から夜の7時までを予定をいたして おります。

それから、受益者負担をいただいた場合は補助率ということですけれども、これは市の負担分の中に充てられます。ですから、補助のほうは今までどおりですね、市の負担分が400万円から500万円、これによって賄えるということになります。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

その辺で、ちょうど時を得たように佐賀新聞の社説に、このことが書かれていまして、放 課後児童クラブ、質と量に配慮した体制をというような社説があります。この中には指導員 の待遇改善というようなところを強く書かれてありますが、今回、受益者負担をすることに よって、そういう指導員あたりの待遇改善になるのかですね。その辺をお尋ねしたいと思い ます。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

今回のことによりまして、指導員の待遇改善になるかということでございますけれども、 今回、プロポーザル方式で新しい事業主の選定を行うわけですけれども、その際に、委託料 の額を設定をいたしております。塩田地区、嬉野地区ですね。それによって、その委託料の 範囲内で経営いただくようになります。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

次に、第3条関係で、児童クラブを利用する児童についてですけれども、これは先ほど田中議員もお尋ねになりました、要綱には小学1年生から3年生までと、これははっきり書かれています。先ほど課長の答弁では、6年生までというふうに言及をされましたが、この辺の要綱の変更はもうしてあるのか。その辺の確認ですけど。

それと、現在、待機児童というのはいるのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

要綱の変更ができておるかということでございますけども、この条例を承認いただいたら、 直ちにこの要綱の改正もしていくことになります。もう既に準備はできておりますので、御 採択いただきましたら直ちにということになります。

それから、待機児童がいるかというお尋ねでございますけれども、現在のところ、待機されておる方はいらっしゃいません。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

先ほどの電気代に関連するとですけれども、多分これ10月に塩田地区の学校のそういう待機児童、放課後児童クラブに対する改造費というのが出ていますが、この中に先ほど神近議員が問われた、そういう施設の改造とかなんとかも含まれているとでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

9月の議会におきまして、工事費等をお願いいたしたところでございますけれども、この中には教室の改装、それから出入り口関係、電気照明関係の予算をお願いいたしたところです。電気代のメーターにつきまして、事業課のほうの御意見等も参考にいたしまして、非常に技術上、難しい面も出てくる、それから費用面においても高額になってくるということで、それならば電気代等、当然、放課後児童の分になりますので、福祉課で負担するのは当然で

ございますけれども、その方法については、案分方式等を使ってこの分の事業費が算出できないかというふうに考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

それでは、最後の第6条関係で、特別支援学校放課後児童健全育成事業というのが、これ は別にありますが、この件に関しての負担金等はどのようになりますか。

〇議長(太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

このほかに特別支援学校の放課後児童も実施をしておるところでございますけれども、この特別支援学校の放課後事業につきましては、嬉野市だけで取り組んでおるのではなく、近隣市町と共同で行っている関係で、従来どおり負担金については徴収しないということでいきたいというふうに考えております。また、今後、関係市町村で協議をする必要ございますけれども、負担金をお願いしようという方向に進めば、またその段階でお願いをしていく形になっていきます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

それでは、最後に、先ほど課長の答弁の中で、要綱等は規則と関連する、規則等は準備を しているということでしたけれども、当然この条例が通った後、そういうのが準備されてい ると思います。その辺の確認をもう一回お願いします。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

この条例が制定になりましたら、当然、規則、要綱の改正も伴ってまいりますが、準備と してはもうできております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

これで議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案第69号 嬉野市防災会議条例及び嬉野市災害対策本部条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第70号 嬉野市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第71号 嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例についての 質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第72号 嬉野市大野原地区地域コミュニティセンターの条例の一部を改正する 条例について質疑を求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第73号 嬉野市公会堂条例の一部を改正する条例について質疑を求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第74号 嬉野市立学校体育館施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について質疑を求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第75号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について質疑を求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第76号 嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について質疑を求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第77号 嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例について質疑を求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第78号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について質疑を求めます。 質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第79号 嬉野市学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例について質疑を 求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第80号 嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について質疑を求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第81号 嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について質疑を求めま

す。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第82号 嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について質疑を求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第83号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について質疑を求めます。 質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第84号 嬉野市公園条例の一部を改正する条例について質疑を求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第85号 指定管理者の指定について質疑を求めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

それでは、第85号 指定管理者の指定についてお伺いします。

この分は、本議会の当初に担当のほうから嬉野温泉観光協会を選定された理由といたしまして、5つの項目を上げておられます。嬉野温泉への理解ということと、温泉の共同利用、3点目に郷土愛、4点目に地元雇用、5点目に地元への経済効果ということで説明を上げておられますけれども、その中で、嬉野温泉が非常に閉塞した状態であるわけですけれども、外部の知恵とかを生かしながらの再生を図ろうという意見はなかったのか、まずお伺いいたします。

すみません、ずっと関連でよろしいですか。ずっとつながっていますから、このシーボルトの湯について。1回で、通しで。

〇議長 (太田重喜君)

はい。

〇4番(山下芳郎君)

じゃ、通しで質問いたします。 2 点目が、この指定管理者の選定後のシーボルトの湯の運用について、 2 項目に分けて質問をいたします。

1点目が館内のお客様へのサービスは従来と変わらないのか。その中で、合併特例債の準拠をそのまま継続をされるのか。選定を受けた業者、嬉野温泉観光協会になろうかと思いますが、その運用に任されるのか、その中で本市もどういった関与をされるのか。

もう1点は、指定管理料を決めるときの基準ですね、この設定は何をもって決められるのか。 運営をする中で赤字になった場合の補塡はどうするのかということで、通しでお聞きします。

〇議長 (太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

お答えします。

まず、民間の外部委託がどうだったのかということだと思いますが、一応選定委員会の中で2社を選考していただいております。その中で遜色はないと、どちらでも遜色ありませんよということで話は来ていますので、その中で先ほど議員言われましたように、5項目の検討といいますか、全体的な検討を行った結果、観光協会のほうでも十分やっていけるということで今回提案をしている次第です。

それと、あと残りの分についてですが、サービスが従来と変わらないかということでお話をいただいたと思います。それは、まず雇用がそのまま継続する形でやっていかれるという話を聞いておりますので、説明の中で提案をしていただいた中で、雇用はそのまま継続しますよということですので、サービスの低下は起きないということで判断をしております。

それと、あと合併特例債の準拠が引き続き適用されるかということですけど、施設自体は 嬉野市の施設です。特例債をいただいて構築をしていますので、その分はそのまま適用され ます。

それと、あと選定を受けた業者の運用に任せるのかということですけど、使い方は従来と変わらないと思います。その中で変えようとなさるときは市と協議をしていただくという形で、それが許可できるのかどうかというのは、その協議の中で判断をさせていただくという形になります。

それと、あと指定管理料の基準の設定は何をもって決めるのかということですけど、一応24年度の予算がございます。それとあと11月末で一回決算見込みをやっております。それを参考にしながら指定管理料、委託料を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。(「赤字の場合」と呼ぶ者あり)

すみません。赤字の場合は、よっぽど大きな災害とか大停電とか、そういうことがない限 りは管理料は変わらないと思います。例えば大きい災害とか、もしそういうことがあったら、 またそれも協議の上に進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

まず、冒頭の質問の中ですけれども、今の5点の説明においては、それをそのまま受けるとするならば、4社の申請があった中で、今、選定に上げられた嬉野温泉観光協会が該当するとは思っております。と同時に、やっぱりうちで閉塞感が非常に私の個人的な受けとしてはあるように感じるわけですね。それをやっぱり外向けに、いろんな面で外からの意見というのを、こういった団体については、個人の営業は別ですけれども、必要じゃないかと思う

わけですよね。そうしたときに、そういった意見が選定委員の中から出なかったのか。結果としてはこういった形になっていますけども、私は一番大きな要素は今そういった部分を入れる段階じゃないかと思うんですけれども、結果的にこういったことになっております。それはそれで受けますけれども、そういった意見がなかったのかということの確認と、もう1つは、運用の面ですけれども、従来と変わらないと、雇用もそのままですよということになりますと、経営体系が変わってもサービス的には今までと従来と一緒ですということですよね、やり方についても一緒です。例えば、合併特例債の一つの縛りがあるから、例えば、お食事でも外から入れないといけない、はっきり言ってそれサービスの低下になります。お客様の言うことと違う部分がありますし、あそこを利用するについても、例えば、ホールあたりでいろんなイベントをするにしても、非常に現実ができない状態にあります。外からいろんなイベントをするにしても、非常に現実ができない状態にあります。外からいろんなイベントをするにしても、ま常に現実ができない状態にあります。外からいろんなイベントをするにしてもね。そういったところの今現在、利用者側、お客様のサイドから見たときに、不都合、不具合があるわけですね。これを今後、指定管理になったときにクリアできるのかというのを確認したかったわけですけれども、それもそのままという、今私なりに受けとめますけれども、また御回答をお願いしたいと思っております。

それと、指定管理料の設定ですけれども、24年度の決算状況を見ながらということですけれども、明らかに今回は第二笹屋の跡地を改造して、しっかりとした駐車場の受け入れもなさいますし、ある面じゃサービスももっともっといい意味で変わってくるんじゃないかと私なりに思っていたわけですけれども。ですので、実績は実績ですけれども、1,500万円ほどの繰り入れあっておりますけれども、これをどこで持っていくのか。いろんな指定管理がありますが、福祉優先の指定管理もあるでしょうけれども、これは本来もともと営業主体の分があって、もちろん福祉の面もあるでしょうけれども、そこら辺の中でどこを設定にして指定管理料を決められるのか。そして、天地異変の中での災害は別でしょうけども、通常の営業の中でやむなく赤字になったとき、指定管理料に負わなかったときに、嬉野市がまたそこで繰り入れを途中でされるのかどうか。そのことを通しでまたお伺いします。

〇議長 (太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

お答えします。

まず、選定委員会の中で、民間の分の提案を意見があったかどうかということですけど、 その分については、いろんな健康づくり関係の提案は確かにあっております。その中で、それも含めながら、選定委員さん方は2社を選択されたわけです。2社はどちらでも遜色はございませんということで言われているわけです。その中で全体に総合的な判断をした中で、 どうしても民間が入ったとしても、観光協会とは連携をとっていかなければなりません。そういう意味でも観光協会のほうが、よりスムーズに運営ができる。あともう1つは、観光発 信基地としてシーボルトの湯が利用できるということで判断はされたと思います。

それと、あと合併のとき、合併特例債、もちろんございますけれども、料理の提供ですね、その場でということだと思いますけど、それとあとイベント関係ができるかということですけど、確かにいろんな質問が最初に申請をされたときに100項目ぐらい質問がございました。そういうことができないかどうかというのがですね。今のところ、合併特例債を利用していますので、全体を通して黒字というわけにはいきませんので、一応うちが委託料を払うということは赤字が想定されるということですので、幾らか形としては向こうも提案をいろいろしてこられると思います。例えば、イベントに関しても、料理のことは既に施設自体が調理場もございませんし、できないということは既に言っておりますけれども、イベントに関しては、いろんな提案がございましたら、それを話し合って、お互いに協議をし合って、できる分、できない分、判断をしていきたいというふうに思っています。

それと、あと指定管理の営業の件ですね。赤字は、本来はもう24年度の決算見込みを見ますと、3割ぐらいお客さんが既にふえているわけですね。その分をやっぱりふえたのは、営業者の接客というですか、そういうのも含めてふえたと思っています。駐車場ばかりではなくてですね。従業員さんたちの接客も含めてお客さんがふえていったというふうに考えていますので、赤字は想定していない。先ほどもお話ししましたとおり、営業不足で赤字が出たから増額しますとか、そういうことは考えられないというふうに思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

今の内容とほぼ、ほとんど変わらずに指定管理に移行されるという課長の答弁で受けているわけですよね。ですので、もちろんサービスと売り上げと両方並行しながら進めていかにゃいかんと思っておるわけです。新しい形に変わっていくわけだから。そういった中で1つの例として、お食事については、そういった施設をできない、つくっているからということで御回答あったんですけども、これは指定管理の制度をしているからできないのか、ハードをつくっているから、最初から見込みで提供できないようにつくっているのか、その確認と、もう1つは、ちょっと個人的な思いで言うちゃいけませんけれども、一番当初私利用したときに、ちょっと家内と一緒に入ったものだから、女性は女性の意見を入れながら、帰って自分の思いをメモをパソコンに打ち込んで、当時の三根課長に、課長であったときにお渡ししまして、もちろんすぐにはできない面もありました、大中小いろいろあるでしょうけれども、やっぱりそういったところを気づき事項として出しながら、現実的にはいろんな問題もあったんでしょう、指定管理としての縛りもあったんでしょうけども、できないものをいまだ多く感じるわけですね。その中で、ずっとその年数、1年待てばできるという分もあったかわ

かりませんけれども、やっぱり対応する職員の方あたりの認識は、やっぱり今のままでなかなか表向きに、例えば、私も課長に聞いたんだけど、何人かは表に出て、駐車場の案内とか、そのころ駐車場なかったからですね、そういったところもしてはいかがですかとか、ほとんど中に入った状態が多いものだから、団子のごと入っておんしゃあけん、そこら辺を気づき、細かいことですけど、そういったところも言ったわけです。やっぱりお客様サイドに立ってしてほしいと。同時に、そうするとサービスも上がるし、当然売り上げも上がるしということを、そういったことも含めて言った経緯がありました。そういった中で指定管理料をどういった形で決められるのかなということであります。

もう1点は、嬉野温泉観光協会だけじゃないんでしょうけれども、どうしても今、閉塞感が気になるところですけれども、せんだってのあそこの観光協会の専務理事の選定の中でも、私もこれでいいのかなという分が非常にありましたし、今もそう思っています。そういったところについては、今の件については、ちょっと先に副市長にお尋ねします。観光協会の役員でもあられます、副会長でもあられますので、専務理事の選定については、御意見はどう思っておられますか。(発言する者あり)

わかりました。それじゃ結構です。それ抜きにして、それじゃ先に。

〇議長 (太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

お答えします。

最初は施設の分で、料理ということでしょうけど、まず1階にはそういうスペースがございません。それと2階も含めても、改修をやろうとすると、設備投資も当然必要ですし、そういう提案ではないわけですね、今のところですね。最初の質問の中で、最初に4社出されました。料理ができないとか、そういう質問も既にあっているんですね。それをうちが全て回答を、100項目ぐらい回答をやっております。それは合併特例債の案件を考えたときに、できるかできないのかということを判断して、できませんということで回答をやっておりますので、それはもう既に今度提案しています観光協会さんもそれはわかっていらっしゃると思います。

それと、あとサービスが低下しないかということでしょうけど、多いときは5月の連休とかは我々職員も応援として出て、駐車場の係だとか、事故があったら困りますので、そういうのはやっていました。それも観光協会のほうで、もしお客さんが多ければ、そういう応援は当然していただくものというふうに思っています。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、山口要議員。

〇17番(山口 要君)

今回、この問題については、実は通告書を出した時点において、ある程度私が言わんとすることについてはもう理解をしていらっしゃるというふうに思いますし、また、この選定の議決前ですので、そしてまたネット中継ということもありますので、詳しいことについては3月議会あたりでまた一般質問等で行いたいと思いますので、今回、取り下げさせていただきたいというふうに思います。

ただ、その中で、先ほど山下議員の質問にもあったんですけれども、それはクリアされている。しかしながら、この規則については、平成24年9月28日、駆け込み的な規則改正になっている。このようなことについては、私ども議会がタッチする、規則について議会がタッチするべきところじゃないんですけれども、今後について、規則改正についての十分な考え方、そこら辺については配慮をしながら行っていただきたいということだけ要望しておきたいと思います。

終わります。

〇議長 (太田重喜君)

ただいまの要望については、答弁しますか。 (「いや、いいです。質問取り下げていますから」と呼ぶ者あり)

次に、議案第86号 佐賀県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規 約の変更について質疑を求めます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第87号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について質疑を求めます。 質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第88号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算(第7号)について質疑を求めます。

まず、歳入歳出補正予算事項別明細書、7ページから21ページまで、歳入予算全部について質疑を行います。

7ページ12款.分担金及び負担金、1項.分担金、1目.農林水産業費分担金について質 疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

〇10番 (副島孝裕君)

歳出と一緒に質問をしたいと思いますが、いいでしょうか、議長。

〇議長 (太田重喜君)

歳出と一緒ですか。

〇10番(副島孝裕君)

はい、関連していますので。もう歳入に関しては取り下げをお願いします。

〇議長 (太田重喜君)

はい、わかりました。

次に、歳出22ページから27ページまでの議会総務費について質疑を行います。この中で節で多岐にわたっている面もございますが、目で通して質問をしていただきたいと思います。

23ページ、第2款.総務費、1項.総務管理費、5目.財産管理費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山口要議員。

〇17番(山口 要君)

今回、この財産管理費という中で、減債基金が4,800万円、財調で2億9,000万円ということで、今回、積み立てがされるようになっているわけであります。これを比率で見ましたときに、減債が15%、財調が85%という具合の比率になるわけでありますけれども、このことについて、今回、これの比率でもって積み立てられた、その理由だけ、まずお伺いをしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(筒井 保君)

お答えをいたします。

まず、財政調整基金でございますけれども、例年、23年度、24年度予算書を見ていただければわかるかと思いますけれども、当初予算組みの中で、財政調整基金を多額の額を繰り出しているわけです。これにつきましては、大型事業もございますし、また、非常に私、個人的には普通交付税の中に地域雇用とかそういう部分は、本来は交付税の中に算入すべきものかなというのもございますけれども、交付税の算定の中では非常に難しい部分がございますので、多額の基金を繰り入れているわけなんです。

それで今回、先ほど八十数%、2億9,000万円の繰り戻しを行っているわけなんですけれども、これにつきましては、この歳入と決算剰余金をまた戻すという形で、また来年度の一般財源、当初予算の中で財政調整基金を繰り出すという予算の形態なんです。実を申しますと、私、個人的には自転車操業みたいな感じになっているかと思いますけれども、来年度の分につきましても、やはりこの分については財源が不確定な部分もございますので、とりあえず財政調整基金を今回繰り出した額相当分を繰り戻しとかんと来年度の予算組みに非常に厳しいものがあるという形で繰り戻したわけなんです。

減債基金につきましては、実際額的には少ないかと思います。先般、日経新聞の中でも、 やはり財政調整基金の積み立てが不足しているという自治体の指摘もございます。私の手元 に持っております中では、2兆5,000億円ぐらいの日経の中では指摘を受けております。総 務省のほうでも、やはり年間、元金の3.3%の積み立てが好ましいという形を受けておりま すけれども、とりあえず来年度予算に向けて財政調整基金を多額繰り戻したという形で今回 予算を組んでいるところでございます。 以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口議員。

〇17番(山口 要君)

ある程度理解はいたしますけれども、今、課長がおっしゃるように、まさに財調に積み立て、それを取り崩してというふうな循環なんですね。もうおっしゃるように、まさに自転車操業。ですから、ただ、考え方としたときに、実は起債残高見たときに、105億円ある。そのうちに臨財がもう50%超えている、50%近くになっているわけですね。だから、前も申しましたけれども、起債、臨財を借り入れて、そして起債を払う。そこでも自転車操業みたいな形が起こっているわけなんです。ですから、考え方としては、減債基金ということに積み立てていければ、どうしても減債しか充てられない。ところが財調だと、どうしても繰り戻すことができる、繰り入れができるというふうな考え方にしかならないというふうなことを私思っているんです。

ですから、できるだけ減債、私は嬉野町議会時代には減債の額が大き過ぎるということを質問した経緯もありましたけれども、現状の数字、財政状況を見たときに、私は減債について、もっともっと余力を持ちながら積み立てていくべきだというふうに、だから今回についても85、15じゃなくして、財調に繰り戻すんじゃなくして、多少減債の分にも上乗せしてしかるべきじゃなかったのかなという気がいたしますけれども、再度お答えをいただきたい。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(筒井 保君)

先ほどの議員の御指摘どおりかと思います。確かに私のほうで計算しますと、合併特例債だけ見ましても、やはり償還が10年でございますので、その財源の一部として積み立てを行っておかなければならないし、また特別会計、農業集落排水事業、あるいは公共下水道にも起債の償還の増額が今後発生してくるわけなんです。その財源にもやはり減債を充当しなければいけないという部分もございますけれども、何せ先ほども申しましたように、年度当初に多額の繰り入れを行い、決算剰余金のおかげで、またもとに戻る。来年度もまた出していくという形で、残りの分を減債に充てていかざるを得ないという部分ございます。できるだけ減債のほうにも今後積み立てていきたいというふうに思っているところでございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口議員。

〇17番(山口 要君)

あとは3月の当初予算のときに、またこのことについて詳しく質問したいと思いますので、 終わります。

〇議長 (太田重喜君)

次に、6目. 企画費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

目でということで、企画費全部でということですね。

〇議長(太田重喜君)

回数については、節の回数で行きますので。

〇11番(田中政司君)

いいです。(発言する者あり)何かようわからんとばってん……

〇議長(太田重喜君)

ダブったりなんたりしてはなかけん、続けてくれたがようなかかにゃということで。

〇11番(田中政司君)

わかりました。

それでは、企画費について質問を出しておりますので、まず、パワーアップ事業、これにつきましては、全体的に質問をしたいというふうに思いますが、昨年度たしか開催をされております。そういうことで、今回、なぜこれが当初ではなくて補正で、ここで上がってきたのか。続けて継続をしてやられるんだったら、当初から計画されてよかったんじゃないのかなというふうに思いますけれども、補正で上がってきた理由について、まず質問いたします。それと、そしたらこれ負担金のところまでいくということ。はい。

それでは、次の負担金、補助及び交付金の分の定住促進の奨励金、1,250万円なんですが、これが4件の転入奨励金と持ち……(「議長、それはおかしか」「議事運営……」「考え直そうよ」「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午前11時6分 休憩午前11時6分 再開

〇議長 (太田重喜君)

それじゃ、再開します。

各節でお願いします。

〇11番(田中政司君)

それでは、まずパワーアップ事業について、そこら辺の答弁をお願いいたしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長 (井上嘉徳君)

お答えいたします。

昨年実施いたしましたパワーアップ事業につきましては、ソフトバンクホークス本多選手がみゆき球場で自主トレをされている、また観光大使就任の件もございまして、その年の秋ぐらいにソフトバンクのほうからゲームスポンサーについてのお話がございました。日程等の折り合いがついたということで、昨年度、ちょうど12月の補正予算にお願いしたところでございます。その後について、平成24年度につきましては、相手のほうからの意向もございませんでしたし、日程を含め検討をしていなかったということがございます。

また、今回につきましては、同様のお話について、WBCの試合のほうとの調整がうまくいったということで、開催が可能ということでございましたので、補正とさせていただきました。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

田中議員。

〇11番(田中政司君)

大体流れとしてはわかりました。その中で、昨年やられまして、ここに事業の目的、効果というふうにあるわけなんですが、ここら辺が、1つは、まず日程が決定をしたということで、大体いつなのかというのと、それで今回もバスで少年野球の子どもさんたちを連れていかれるというふうなことになっていると思いますけど、そこら辺の具体的な内容等について教えていただきたいというのが1点。

それと、結局、昨年やられて、これが市のPR、これ青少年の健全育成というか、そういう野球を志すというか、今やっておられる方へのそういった意味では非常にいいというか、あったと思うんですが、これが果たして市のPR等について、非常に効果があったと、どういうところでそういうのが認められるのかという点について、お伺いをしたいというふうに思いますけど。

〇議長 (太田重喜君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長(井上嘉徳君)

お答えします。

日程についてでございますが、3月10日、日曜日でございます。

それから、少年野球の子どもさんを連れて行くことでということで、子どもたちにとっては、やはりじかにプロ野球選手と接することができるということで、彼らの夢をかなえることの一助にもなれるのではないかということは考えております。

それから、また市のほうについてのPRが認められるかということにつきまして、昨年の

実施した結果、ヤフードームに約2万7,000人の入場があっております。実際、うちのほうで昨年度、PRグッズ等の配布につきましては、9,000個を配布しているわけでございますが、その配布したPRの内容について効果があるのかということよりも、去年はホークスビジョン等、今回もですけれども、ホークスビジョンやらを使いまして、嬉野市という名前、また嬉野温泉の映像等を流しておりますので、来場された方につきましては、そういった嬉野市というのを意識の上で再認識されているというふうなことは考えているところでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

田中議員。

〇11番(田中政司君)

わかるんですけれど、昨年度も反省点がどういうものがあったのかなというふうには思うんですが、これ非常にわかりづらいというか、果たしてこれが効果がどのようにしてあったのかというのが、なかなか検証ができていないんじゃないかなというふうに思うわけですよ。こういうことを、これ委員会のほうでも出たと思いますけれど、要するに検証をとにかくどういった形で行うかということはあれですけれど、しっかり検証をやって、効果があるようなやり方といいますか、そこら辺、ぜひじっくり練っていただいて、実施をしていただきたいということだけは要望をしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。続けていいんですか、そしたら。

それでは、負担金、補助及び交付金の定住促進奨励金についてですけれど、4件の転入奨励金、それと持ち家奨励金が9件というふうになっておるわけですが、それぞれの請負業者の方が市内か市外か、そこら辺の内訳だけまずお聞きをしたいと思いますけど。

〇議長 (太田重喜君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長(井上嘉徳君)

お答えします。

今回、4件、9件ということでお示ししております内容につきましては、転入奨励金は市内、市外とも2件ずつでございます。持ち家奨励金につきましては、市内4件、市外5件ということで、今回のほうでは上げているところでございます。

〇議長 (太田重喜君)

田中議員。

〇11番(田中政司君)

毎年、これ3,300万円、3,000万円程度、毎年予算化をしてやっているわけですが、昨年度、 委員会のほうでも提言を出させていただいております。要するに、これは25年度末でこの奨 励金制度が一応期限としては切れると。しかし、この奨励金制度があることで、数件はそれがあるから市にということも実際アンケート調査の結果は出ているわけなんですよね。ただ、この持ち家奨励金、転入奨励金、いずれにしても一つの目的が、要するに市内の業者の方に潤っていただくと言ったらちょっとあれですけど、のためということもあるわけですよね。建設業の方が活性化をするということあったわけなんですが、実際見てみますと、非常に市内の方よりも市外の方が常に多いんですね、請け負われる業者の方がですね。そういったこと等々考えれば、非常にここら辺の奨励金の今後のあり方というか、内容を委員会としても再度精査をすべきではないか。続けるには続ける制度であってもいいわけですが、内容を精査するべきじゃないかというふうな提言を出させていただいておりますけど、そこら辺について、来年度までは期限あるわけですけど、その後の考え方として、今、執行部、どういうふうに思われているのかなというのをお尋ねいたします。

〇議長(太田重喜君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長 (井上嘉徳君)

お答えします。

総務企画常任委員会のほうで、先ほど議員おっしゃられたとおりのような提言をしていただいております。多額の補助金を交付する中で、市内の業者さんを使われない方が多々あるということは私たちもどっちかというと意外だなという気がしているわけでございますが、平成26年3月まではこのままの形で行かせていただくわけですが、今後につきましては、金額等も含めて、条件も含めて見直しを考えていきたいということで内部でも話しているところでございます。

以上です。(「いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

それでいいですか。 (「いいです」と呼ぶ者あり) 次に、山口要議員。

〇17番(山口 要君)

それでは、もう簡単に行きます。

まず、パワーアップ事業につきまして、先ほど田中議員が最後のほうに申されましたけれども、検証ということ、これが一番大事なことだというふうに私は思っております。昨年度やった後、今回、この予算書出されるまでに、そのことについて検証されたのかどうか。それだけを確認をしたいと思います。

そしてもう1つ、この委託料について、ゲームスポンサー基本委託他とありますけれども、 そのことについて、少し詳しく御説明いただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長(井上嘉徳君)

お答えします。

昨年度実施したパワーアップ事業について検証したのかという質問につきまして、検証そのものについては、どのような形でやったら検証できるのかというような検討をしたところでございまして、本年度、この補正予算でお願いしている中で、昨年はグッズ等を配布したという形をとったわけですけれども、ことしは嬉野温泉宿泊優待券が当たるということで、応募をしていただくということで、来場者の方が嬉野市について、どの程度応募していただき、関心を持っていただくか。そういうことで効果として検証をしていきたいということで考えているところでございます。

それから、委託料についてのお尋ねでございます。

ゲームスポンサーの基本料金といたしましては、消費税込みの210万円でございます。内容につきましては、たくさんございます。ゲームにおいてソフトバンクが勝った場合の花火が実施できる。それから、始球式を実施できる。それから、開催前の両軍監督への花束贈呈が実施できる。それから、グラウンドにおいてホークスの選手とキャッチボールが実施できる。それから、オンユアマークスといって、スターティングメンバー紹介時に各守備位置に一緒につくということができる。それから、ラッキーセブンの応援歌のときに、嬉野市という名前をボードに掲出できる。それから、ホークスビジョンでのリプレイ広告。それから、選手の登場シーンでの嬉野温泉の広告。そのほかホークスビジョンモニターでのCM等が計12本、内野指定席の引換券が昨年同様500枚、これプラスアルファをちょっと考えているところでございます。以上が210万円、あと30万円につきましては、ドームの外に横断幕を掲げますが、そういった看板等の製作委託料でございます。

以上です。(「委託先」と呼ぶ者あり)

昨年と同様、ソフトバンクホークスマーケティング株式会社でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口議員。

〇17番(山口 要君)

こういう事業を行って、次年度にまた事業を継続していく場合については、ほかの事業でもそうなんですけれども、やっぱり本年度行った事業について検証をし、その上で見直すべき点は見直し、そして次につなげていくということが一番そのことがベースじゃないですか。今お聞きしますと、検証するための検証をどうのこうのという形をおっしゃいましたけれども、全然私、意味がよくわからなかったんですけれども、当然ここに目的効果として、先ほど田中議員も言われましたけれども、書いてあるわけですね。これはやっぱり検証しないと、こういうことは書かれないと私は思うんですよ。当然そのことがなくして、こういう形でさ

れるということが私は甚だ疑問に感ずるという言葉おかしいですけれども、おかしいという ふうに思います。

ですから、ほかの部課長にも申しますけれども、やっぱりいろんな事業をしたときについては、そのことについて、きっちり検証をして、次年度の予算あたりに結びつけていくような努力をしていただきたいということだけを要望しておきます。

そして、これは委託料については、きちっと積算分上がっていますよね。これは随契です ね。(「随契です」と呼ぶ者あり)随契ですね。それだけ確認しておきます。

〇議長 (太田重喜君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長(井上嘉徳君)

お答えします。

この事業を実施する会社につきましては1社しかございませんので、随意契約となります。 (「いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。

これで第2款.総務費の質疑を終わります。

次に、歳出28ページから30ページまで、第3款.民生費について質疑を行います。

3款.民生費、2項.社会福祉費、2目.障がい者福祉費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

もう単純に今回、扶助費の4億6,810万円に対しての1億827万円のかなり大きな増額となっているわけですが、ここら辺の要因について、お聞かせをいただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

今回の1億827万6,000円のお願いでございますけれども、内訳といたしまして、自立支援給付費ということでございますけれども、今まで未成年の障害者の方については、児童福祉法によりまして、18歳を超えられても、引き続き県負担において扶助されておりましたが、法改正によりまして、市の負担が発生してまいっております。国が2分の1、県4分の1、市の負担が4分の1ということでございます。当然、これに伴います歳入のほうも計上をいたしておるところですけれども、この分が6,960万円になります。人数的に見ますと、20名分ということです。これは合同委員会のときも御説明いたしましたが、20名で6,900万円ということでございます。この扶助費には、ほかに居宅介護、行動援護、生活介護、児童の通

所、短期入所等、それから自立訓練就労支援等、たくさんの支援事業がございます。その分の費用というのが増加する見込みでございます。大体年間追加分として320万円ぐらいが増加する見込みでございます。既に現在のところ1,700万円ぐらいが前年より伸びておる状況でございます。この分の3,800万円と、先ほどの6,900万円ですか、これを合わせた額が1億800万円というふうになります。

以上です。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「資料をもらっていますので」と呼ぶ者あり)

次に、3目. 老人福祉費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

同じく28ページの老人福祉費の中の委託料ということで、緊急通報システムというのが今 回146万3,000円減額となりました。この減額の理由をお聞かせ願いたいのと、当初予算のと きに、システムについての待機者等は大体解消がほとんどできていると、随時待機者が出な いような形の中で進めていくというふうなことをおっしゃっておりましたが、このあたりに ついてお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

緊急通報システムの減についてのお尋ねでございます。この緊急通報システムにつきましては、5年間の契約をいたしております。今回、予算でお願いした分は、前回の契約額と同じ予算を見積もって計上いたしたところでございますけれども、今回新たに入札を行ったところ、単価が2,257円であったものが1,617円、640円1台当たり少なく入札があっております。そういうことでの不用額が発生したということです。この入札減に関しましては、やっぱり企業の努力によるものというふうに判断をいたしたところでございます。

以上です。(「待機者」と呼ぶ者あり)

失礼しました。待機者は今ゼロでございます。 (「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、3項. 生活保護費、2目. 扶助費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

今回、生活保護費の中で医療費扶助が5,722万9,000円ですか、増額をされたということなんですけれども、この大きな要因というものをお教え願えますでしょうか。

〇議長(太田重喜君)

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(杉野昌生君)

お答えいたします。

生活保護費の医療扶助に関しては、全国的な傾向で大幅な伸びが報道されているところです。本市におきましても、昨年、前年度と比較をしまして、9月までの実績が23%を超える伸びを示しております。主な要因としては、入院にかかる費用、手術費関係が大幅に増加をしております。100万円を超える手術が16件もふえているという実績がありますので、そういうところが大きな要因になっております。そういうことで、年度末までの医療扶助の増加の見込み22%程度見込まして、不足額を今回補正でお願いしたところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

今回、たまたまこういうふうな高額医療費ですよね、100万円を超える。こういう案件が16件も発生をしたので、今回の補正というふうに考えていいのか。それともあくまでも16件は16件として高額医療は発生はしたけれども、先ほど課長言われたように、毎年医療費の扶助については上り傾向にあるわけですよね。ですので、そういうふうな経緯も要因としてこの中に入るというふうに考えていいのかですね。それが結局、次年度、25年度についてもこのあたりを加味した予算計上というふうな形を考えられるのかですね。このあたりについてはいかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(杉野昌生君)

医療扶助の額については、年々増加の傾向にあります。いろいろ要因はあるかと思いますが、もともと保護受給者の皆さん方、ほとんど傷病に伴って就労ができず、生活保護の受給をされているという状況です。その中で、どうしても状態の悪化とか、もろもろあるかと思いますが、ほかの要因も検証の必要あるかと思いますけども、今、前年度までの推移を勘案しまして、次年度以降の予算については計画を、見込みをしているところです。

以上です。(「よかです」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

神近議員の質問で理解いたしましたので、取り下げます。

〇議長 (太田重喜君)

これで3款、民生費の質疑を終わります。

次に、歳出31ないし33ページ、第4款、衛生費について質疑を行います。

2項.清掃費、2目.塵芥処理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

〇10番 (副島孝裕君)

これも通告書に書きましたので、2項目、当初予算1,325万9,000円であり、今回、200万円の入札減と理解していいのか。

それと、これが率的に15%という大きな入札減でありますが、私の記憶によれば、毎回これはごみ袋に関しては減額があっているように思いますが、その辺の当初の見積もり等はどうやっておられるのかですね。

それと、当初予算の議案質疑等で出てきますが、ごみ袋の広告掲載については今後どのように対応されるのか。その点まずお伺いします。

〇議長(太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (土田辰良君)

お答えいたします。

ごみ袋の件ですけど、当初予算が1,329万5,000円で、今回200万円の入札減で理解していいかということですけど、ごみ袋ですね、入札価格がことしが900万円弱で、予算枠はもう少し残っております。

入札時の価格関係ですけど、一応見積もり関係を、大方の見積もりをとって予算計上をしております。

この残っている金額といたしましては、今年度、事業系の指導を6月から行っておりまして、一応事業系の枚数が結構出てきております。これを含めまして、一応不足分がもし出れば、その後、ごみ袋の納入のことに対して予算を残しておるところでございます。

そして、ごみ袋の広告に対してですけど、嬉野市のごみ袋の広告に対するアンケートの調査を23年の6月に実施しております。そこで、大体19件事業所にお願いして、12件の回答を得ておりまして、一応12件全てが応募しないという回答が出ております。その理由といたしまして、ごみ袋に広告というとはどうかということとか、捨てられるものには抵抗があるという理由が出ております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

先ほど答弁の中で900万円というような回答をいただきましたが、これはあくまでもごみ 袋の製造の予算経費が900万円あるということでしょうか。

それと、ごみ袋の広告掲載については、もう今後は考えないというふうに理解していいで しょうか。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長(土田辰良君)

先ほどの900万円は、入札の価格が900万円弱でございました。それで、あと200万円強ぐらい残っております、予算関係はですね。

もう1つが、今のところ、ごみ袋の広告は考えておりません。今後、西部広域に恐らく移 管してくると思いますので、そのとき考えたいと思っております。

以上です。(「結構です」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

これで第4款. 衛生費について質疑を終了いたしました。

次に、歳出34ページの第5款、労働費について質疑を行います。

1項.労働諸費、1目.労働諸費について質疑に通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

では、34ページの節の19. 負担金、補助及び交付金、また、24節の投資及び出資金について関連で質問をいたします。

はっきり言って知識が乏しいものですので、恥をかきながらお聞きします。

まず、労働者福祉協議会及び出捐金ですね、16万円についてであります。毎年、当初予算で労働福祉協議会出捐金が計上されまして、本年度はこの12月議会で負担金としてこの分が補正として相殺をされております。毎年計上はしながら、前年は不用額として処理をされておるわけでありますけれども、発生の段階で実費計上はできないものなのか。もう1つは、この出演金という制度、性格がどういったものか、教えをいただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

お答えします。

まず、性格のほうから御説明をしますが、普通、株式会社で言いますと、出資金と同じよ

うな考え方です。もともとが労働者福祉基金協会(316ページで訂正)というところがございまして、その中で出捐金ということで――すみません、その前に目標額が各市町にございます。今、10市10町ですが、目標額を達成しているところが、今、町のほうは全て目標額達成しておられます。市のほうで7市がまだ目標額に達成しておりません。その中の一つが嬉野市になります。昨年度はそれが労働者福祉協会(316ページで訂正)というところに移行しましたので、7市足並みをそろえて、全て支払いをしております。当初予算では出捐金ということで一応上げておりましたが、今回、福祉協会(316ページで訂正)ということになりましたので、負担金の項目に移行をしております。ちなみに言いますと、達成額が338万円です。今現在、22年度末ですが、23年度払っていませんので、それが211万円になります。あと、目標額までの残額が127万円ございます。嬉野市としてですね。これは負担金に変わりますが、毎年毎年16万円程度の負担金を今から組んでいって、達成するまで支払っていくという形になります。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

またつたない質問ですけれども、その目標額の達成とか未達成というのはどういった、その意味がちょっとわかりません。すみません。

〇議長 (太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

お答えします。

この出資金の目的が労働者への福祉とか、そういうところで利用をされております。目標額を設定して基金をつくって、その中で運用をしていくという形になっていますので、各市町とも目標額があるわけです。全体で額を設定されていますので。都市の規模によって目標額は当然違いますが、その運用するに当たって、目標を持ってそこに負担金として出資をして運用していくという形をとられています。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

まだ十分把握しておりませんが、また再度自分なりに勉強しながらしたいと思います。ど うもありがとうございました。

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

これで第5款. 労働費の質疑を終わります。

次に、歳出35、36ページの第6款.農林水産業費について質疑を行います。

1項.農業費、3目.農業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

じゃあ、この項目の補助金ですね、その分について、青年就農給付金150万円について質問をいたします。

本年度の当初で計上されたわけですけれども、この分について、私なりに150万円でそれ で満額かと思っておりましたところ、1名のまた追加とありましたので、当初からこれ追加 というは可能だったわけでしょうか。先にお聞きします。

〇議長(太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長 (中島憲郎君)

お答えいたします。

この事業につきましては、今年度からの新規事業でございましたため、要望調査後の対象者への対応といたしまして、当初は1名分を1年分、150万円計上をいたしておりました。今回の補正につきましては、要望調査後の説明会や個別相談会を実施いたしまして、4名の方が対象者と確定をいたしましたため、補正をするものでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

それじゃ、当初の段階で該当の農家の方と申しましょうか、そういった方々は何名でも複数人でも可能ということの理解はなさって、結果的に4名やったわけだから、理解なさっておられたわけですよね。その分のまず確認と、それと1名の該当者の方につきましてですけれども、今現在の就農状況はいかがかと。この該当にもちろんなるんでしょうけれども、どういった形で就農をなさっておられるのか。

それと、その研修先と申しましょうか、就農先ですけれども、差し支えなかったら業種が どういったものなのか。

もう1つ、最後ですけれども、次年度、25年度もこれは県の単独で入っていますけれども、 継続の可能性があるものか、ちょっとお聞きします。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(中島憲郎君)

一番最初の御質問、再度よろしいでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

当初で150万円を計上された中で、周知、告知をなさると思うんですけれども、相手先、 農家の方は、150万円が当初1名分で上がっていましたから、1名分を150万円ですよね。そ の分が追加というか、複数人でも該当が受けておられるのかどうか。そういった説明が理解 されておられたのかということを確認します。

〇議長(太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(中島憲郎君)

先ほどお答えいたしましたように、当初につきましては、要望調査をする以前のことでございましたので、該当者が何人になるのか、複数になるのか、たまたま1人になるのか、全然わからなかったものですから、とりあえず1名分を計上させていただいておりました。

それから、2点目の1人目の該当の方の就農状況ということでございますが、この事業につきましては、先ほど申しましたように、対象者が4名おられまして、塩田地区に2名、それから嬉野地区に2名、いずれの方も親元からの経営移譲でございまして、塩田地区の2名の方につきましては、米、麦、大豆を作付されまして、嬉野地区の2名の方につきましては、お茶とタマネギ、それからもう1人の方がイチゴ、お茶、米の作付をされる方がおられます。就農時期につきましては、3名の方は既に親元で就農をされておられまして、1名の方に

就農時期につきましては、3名の方は既に親元で就農をされておられまして、1名の方に つきましては、今年度に経営移譲と同時に就農をされる予定でございます。今年度中に4名 とも経営移譲をされまして、経営を開始されるということになっております。

それから、研修先の農業の業種はということでございますが、この事業につきましては、 市町村が実施する事業につきましては、経営開始型でございまして、今年度の対象者4名と も研修先はございません。なお、青年就農給付金事業の中の準備型というのがございますが、 この事業につきましては、先ほど議員がおっしゃられます研修を目的とされた人に対しての 支援でございまして、この場合は研修先の都道府県が認めます農業の研修所や先進的な取り 組みを行います農家のもとで1年以上、年間1,200時間以上でございますけれども、研修を された場合に、研修先の都道府県から支給を受けられるということになっております。なお、 この場合、市町村につきましては、制度の周知や支援などを行っていくこととなっておりま す。

続きまして、次年度も継続をするのかということでございますが、この事業につきましては、国からの100%の補助事業でございまして、国の制度が継続された場合には、市町村も継続する必要がございます。

以上でございます。(「はい、了解しました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

次に、副島孝裕議員。

〇10番 (副島孝裕君)

これも通告を出しておりますが、当初の150万円の内容ですね、これについて、先ほど課長の答弁では、今回、4名が新たに追加になったということで、4名の150万円の4分の1というような説明を受けています。簡単に計算したら4名が追加があったとすれば、4名掛け150万円で600万円になりはしないかなというふうなところでありまして、その4分の1というところの根拠ですね。

それと、今、課長から説明がありましたこの制度には、準備型と経営開始型、それともう 1点、法人側に対して農の雇用事業という3つの大体内容があると。これは今年度当初の予 算の事業説明書にありましたので、その辺は理解できますが、当初から上げられた1名分の 150万円というのは、先ほど言われた経営開始型だったのか。

それと、4名が追加されたということですけれども、これが4名応募されて4名とも認可できたのか。それとも、もっとそれ以上に申込者がおられて、そういう該当しない方もおられたのか、その点も含めてお尋ねします。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(中島憲郎君)

お答えいたします。

この事業につきましては、当初1名分を予算化しておりましたけども、要望調査後に対象者が4名おられましたということで、実質3名の方の追加となりますが、この事業につきましての支給方法でございますが、年間150万円を年2回に分けて支出をされますので、今年度対象者4名さんの分につきましては、これからの就農ということになりますので、半期分の75万円掛ける4名ということで御了承をいただきたいと思います。当初の1名の方につきましても、経営開始型ということで予算計上をしておりました。

4名のほかにも該当にならなかったかということでございますが、今回この事業を実施するに当たりまして、要望調査等を行いましたけども、市報、それからホームページ等で周知をいたしまして、事業説明会を8月10日に開催をしております。そのときに説明会に御出席された方が18名ございまして、その中でずっと審査をし、それから個別等の聞き取り等もしまして、該当者が4名ということになっております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

確かに、これ市のホームページに載っています。それと農水省のホームページにもリンクするようになっておりまして、内容を見ていたら、本当にすばらしい給付制度だと思います。年間150万円、5年間継続して国から助成を受けられるということですね。特にこういうのを先ほど説明の中にもありましたように、経営移譲、みずからの名義で、みずからの責任で経営を行うことによって、親元と一緒に農業をしていても、そういうのが給付をできるということですね。それと、見ておりましたら、夫婦2人で225万円ですか、1.5倍ぐらいの給付があるということで、非常にすばらしい制度でありますが、先ほど市報とかホームページで掲載している、それで8月10日に説明をしたと言われましたが、大体これは市でされたわけですか、それともJAさんあたりが関連したそういう説明会だったのか。

それと、18名もおられて、認可を受けられたのが4名ということですけれども、そういう 内容のよくわからないところ、18名が説明を受けられて、申し込みは何名されたのかですね。 その点がわかれば。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(中島憲郎君)

1点目の関係機関につきましては、県の農産課、それから普及センター、それから農林事務所、それからJA、それから農業委員会、茶業振興課の方々が御出席をいただいて説明会を開催しております。

それから、申し込みにつきましては、この説明会の折に、その説明会の終わった後に個別の相談会をしておりまして、その中で個別に説明をしておる中で、ある程度ふるい分けといいますか、該当される方、該当されない方というのが決まってまいりましたので、最終的に4名の方が該当になったというふうなことでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

それで、これ申し込みについては、経営計画とかというのが本人の添付が必要なのかです ね。

それと、市のホームページ、それから農水省のこれを見ていたら、これ前年度の所得限度 が250万円というふうに書いてありますが、今年度の当初予算の説明には、所得制限300万円 と書いてありますけれども、その辺ちょっと違いをお尋ねします。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長 (中島憲郎君)

お答えいたします。

経営計画につきましては、将来計画を立てていただきまして、提出をしていただくこととなっております。また、ほかにもいろいろな制約というか、要件がございまして、独立自営就農時の年齢が45歳未満であるということとか、独立自営就農であることとか、それから独立自営就農後5年後には生計が成り立つ実現可能な経営計画を立てなければいけないとか、それから人・農地プランのほうに中心経営体として位置づけをされることということ、また生活保護等、生活費を支給する国などの支援等を受けていないことというふうな、いろいろな制限、制約がございまして、なかなか誰もかれもというふうなわけにもいかないわけでございまして、そういうことで、該当者が4名になったということでございます。

申しわけございません。当初、主要事業の説明には所得が300万円以上ある場合は給付しないということでうたってありました。ところが、当初予算の段階では、まだ正式な国の要綱が定まっておりませんでしたので、その後、この250万円という制限が出てきたというふうなことでございます。給付を除いた本人の前年度の所得が250万円を超えた場合は給付を停止するというふうなことになっております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

これで第6款.農林水産業費の質疑を終わります。

次に、歳出37ページ、第7款. 商工費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出38、39ページ、第8款. 土木費について質疑を行います。

第8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう維持費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

では、この分の委託料、道路維持補修業務400万円についてお伺いします。

議会の初日に説明は受けましたので理解はいたしておりますですが、つなぎとしまして、 当初で2,617万円計上されまして、中間の補正ではなかったわけです。この12月議会で上が ってきておりますけれども、この市道維持補修については、途中、中間で要請、要望あって なかったのか、お伺いします。

〇議長 (太田重喜君)

建設・新幹線課長。

〇建設·新幹線課長(中尾嘉伸君)

お答えをいたします。

まず、維持の考え方につきましては、道路維持補修員でできる場合と、それから年間を通した維持補修の委託費、13節、それから最終的には15の維持の工事費もございますけれども、その真ん中の分の維持補修の委託の分を400万円、今回計上いたしておりまして、先ほど議員おっしゃられましたけれども、当初予算の云々ということで言われましたが、その中で嬉野、塩田で1,000万円ずつというふうに、ちょっとすみませんけれども、そのような理解をお願いしたいというふうに思います。

今回の400万円につきましては、その維持補修の年間通した中で、特に主に塩田地区でちょっと予算が足りなくなってきたと、地元のニーズに応えながら来た分が足りなくなってきたというふうなことで、あえて路線数をいえば、5路線に充てたいというふうなことでございます。

なお、ほかの地区からはないのかというふうなことでございますが、それはもう当然はっきり申し上げてございます。ただ、そのニーズが、例えば、穴が急にあいたとか、そういう小さなことから、もうちょっとこの辺の舗装をもう少しやり直してくれとか、あるいはまた、例えば、市長と語る会で出てくるとか、そういった形の中で地元からのニーズ、ほかからも幾らかはございます。ただ、その辺につきましても、現予算で何とか対応できるものについてはやると。当然、緊急度合いの分もございますので、そういったところで判断をいたしております。

以上です。(「承知しました。結構です」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

これで第8款. 土木費の質疑を終わります。

次に、第9款.消防費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

質疑の途中ではございますが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

〇議長 (太田重喜君)

それでは、休憩前に引き続き質疑の続きを行います。

観光商工課長より、先ほどの午前中の答弁について間違いがあったということで、訂正があります。観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

先ほど山下議員の質問の中で、出捐金のところで、私が説明の中で財団法人佐賀県労働者 福祉基金協会が佐賀県労働者福祉協会というふうに言いましたが、協議会の間違いですので、 協議会と訂正をお願いします。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

それでは、質疑を続けます。

歳出41ページから44ページまで、第10款.教育費について質疑を行います。

1項.教育総務費、2目.事務局費について質疑の通告がありますので、発言を許可いた します。山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

それでは、事業費の印刷製本費178万5,000円について伺います。

この分は、当初予算では 2 万2,000円上がって、今回、今の計上の178 万5,000円が上がっているわけですけれども、内容を見てみますと、さかのぼってみますと、5 年分をまとめて今回一括して印刷をしておられると把握するんですけれども、5 年分まとめて、このいろんな面でどんどん変わっています中で、5 年間をそのまませずに今回まとめて印刷されたと思うんですが、この分についての説明と、前回平成19年だったですね、19年に印刷をしておられるようであります。と同時に、もう1 つが当初予算には2 万2,000円上がってはおりますけれども、印刷の分が当初予算で計上できなかったものなのか、この12 月議会でなぜ上げる必要があったのか、確認をいたします。

〇議長(太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

お答えいたします。

今回、5年分をまとめて2,000部を印刷する計画です。仮に毎年必要数分を印刷した場合には、印刷費は割高になります。版を制作した後の印刷費は、部数が多くなればそれだけ費用は安くなりますので、5年分ということで計画をしております。5年程度であれば、内容の更新等についても耐え得るのではないかというふうに考えているところです。

次に、当初予算での計上についてですけれども、今年度の重点事業、嬉野っ子輝きアクションプランというのがございますが、その中で、嬉野学による心の教育推進事業というものを立ち上げました。郷土を学び、郷土に生かし、郷土を育てるという郷土学習を展開するために、カリキュラムの研究を始めたところです。その研究を進めていく中で、現場の先生方より現在使用している副読本についても改訂を行ったほうがよいのではないかという意見をいただきました。そういったことも踏まえて、副読本の内容について具体的な検討を行うようにしたところです。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

それでは、過去5年分を今回ということですが、これは、先も、将来的にも5年分を見越 した分ということでございましょうか。5年をスパンとしてされるのか。

それともう1つは、確かに課長おっしゃいますように、費用の問題があると思います。ですけれども、これだけ情報がどんどん変わってきています中で、5年分まで先の変更というか、変わる要素がその中には加味しなくていいものなのか。

それともう1つは、例えばの話ですが、1年は無理にしても、3年に1回ぐらいの中で見積もりをとる必要が――とっておられるのか、とっておられたらそこら辺を参考に、単価的なことまで含めてお聞きしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

現在のところは5年スパン程度ということで考えております。

具体的に、大幅な――ここに、こういうふうにして、内容としましては、写真であるとか、統計資料、そういったものを変更してまいります。具体的に申しますと、浄化センターが新しくできたり、湯宿広場や湯けむり広場など、前回のつくったときとは状況が違っているものもございますし、統計資料も労働人口等、変わってきております。そういったところは、大きな変更点があるところは、今回改定をしているところですが、細かな変更点についてまで5年以内に、例えば3年とか2年とか1年で、そこら辺は教材研究をしていく中で、担任の先生方が修正を加えれば大丈夫、耐え得るかなというふうに思います。

これ全体を修正していくとなれば、大幅な費用等かかりますので、教材研究などをしていきながら、先生方がつけ加えられるものがあれば、つけ加えるという対応で大丈夫じゃないかなというふうに考えております。 (「見積もりはとられた経緯はありますか」と呼ぶ者あり)

今回の改訂本についての見積もりはとっておりますが、以降、例えば次の3年であった場合となりますと、冊数が幾らというふうにして、その版の改定版と冊数に応じて、版の改訂内容と冊数に応じて金額が決まってきますので、具体的な版の内容が決まらないことには見積もりは出せませんので、3年間とか、そういったところでの見積もりはつくっておりません。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

単価的なこともあるでしょうけれども、この時代で5年というのは、私なりに非常に長い という感覚があるわけですね。どんどんいろんな面で、いい意味で変わってくるし、ますま す少子化の形態も変わってくるし、外的な環境も変わってくるんじゃないかと思うんですが、 教育長にお伺いします。 5年というのは妥当だと思いますか。もうちょっと短いという形が とれないものか、お伺いします。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

お答えを申し上げたいと思いますが、5年と3年の2年差の問題ですけれども、今回は「嬉野学に学ぶ心の教育の推進」ということで、ことしから取り組んで、心の教育に取り組みをしているわけですね。そういった意味で、これまでも、いわゆる地域学習については使っておりましたが、より深く利用するという部分がございますので、そういった意味ではことし、この12月に補正でいただいて、そして来年2年目を迎える事業の推進を図るために4月から使うというふうに予定をしております。

したがって、例えば3年スパンでいきますと、いわゆる編集委員の先生方というのは、現場の先生を使っているわけですよ。したがって、もう1年使ったら編集会議をしながらという形になりますので、そういった多忙感関係もございます。

したがって、とりあえずは今回は5年いって、5年分つくってみて、そうしてその後に3年あたりも考えていいのではないかというふうなことを思っておりますので、いわゆる先ほど課長が申し上げましたような、とりあえず合併してできたものあたりの、写真あたりは古くなっているものですから、だから、前回に合わせたような形で、前回は6年使用だったと思います。多分。今回は1年縮めて5年という計画にしておりますので、その次あたりは時代の変更とともに3年になるかもわかりませんけれども、使いながら検討していきたいというふうに思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

私も全く山下議員同様の質問です。

ここに資料をいただいておりますけれども、非常に数字的なものとか、写真等々において、 5年は余りにも長いだろうと、せめて2年、3年ぐらいでやはり副読本をかえていく必要が あるんじゃないかというふうに私も思ったものですから、こういう質問を出しております。

要するに、これの冊子、私も拝見――非常にいいものなんですよね。生きる力の教科書に しろ、これにしろ、非常に副読本というのが嬉野は充実しているというふうに思いますし、 この写真を撮るのも先生方が現場に行かれて、先生方が写真を撮るとか、そういうことをさ れておられます。 そういうことで、非常に敬意を表するんですが、あくまでも副読本ということで、やはり、 いわゆる紙質等々も考えながら、なるだけ更新というのを早められたほうがいいんじゃない かなというふうに思ったので、ぜひそういうことで検討していただきたいというふうに思い ます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

お答えをいたします。

これは、版はB 5版です。今ほとんどがA版になっていますので、このA版も計画は練ったんですけどね。しかし、単価がやっぱり上がりますので、何かで辛抱しようというふうな部分があって、次回するときは多分A 4版ぐらいに。つくったら、もう少しページ数も薄くなるし、そうなると、編集会議あたりも結構 1 年間かけてつくるとかしておりますので、今回は大体半年ぐらい、ことし使っていっていろんな声が出てまいりましたので、半年ぐらいで仕上げようというふうなことでしておりますので、次期あたりは 3 年あたりも視野に入れながら検討させていただければと思います。

以上です。(「いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

もういいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

これで第10款.教育費の質疑を終わります。

次に、第11款. 災害復旧費について、質疑を行います。

質疑の通告はないので、質疑を終わります。

次に、歳出45ページから47ページまで、補正予算給与費明細書から地方債の前々年度末に おける現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正につ いて質疑を行います。

質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

これで議案第88号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算(第7号)についての質疑を終わります。

次に、議案第89号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)全部について質疑を行います。

質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第90号 平成24年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)全部について質疑を行います。

質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第91号 平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)全部について質疑を求めます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

それでは、88ページの整備費の中で、工事請負費、今回ポンプ施設整備ということで、 3,330万円減額をされております。この減額になったといいますか、ポンプ設備を行わなかった理由ということについて、お尋ねをしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長(土田辰良君)

お答えいたします。

この工事は、馬場下の処理場区域の工事でありまして、地域戦略交付金、この予算配分が減額の交付決定があったため減額しております。

その理由といたしまして、大体震災関係で県内枠が少なかったため、現在、今県内で事業をしている市町のほうへ重点配分されておりまして、ちょっと嬉野市のほうには配分ができなかったということでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

国のほうの交付金関係、このあたりの歳入の見込みがなくなったから減額をするという理由だと思うんですが、当初予算でポンプ設備をしなければならないということで、要は計画をされているわけですよね。となれば、このポンプ施設の整備というのは、国から予算がつかなかったからしなくてもいいというふうな軽微な施設整備なんでしょうか。それとも、やはりここ近いうち、工事請負費で上げた以上ということは、今年度、あるいは次年度までには必ず工事をしなければならないということなのかですね。このあたりの考え方によって、このポンプ場の改修というものに大きな影響を与えてくるものと思うんですよ。

これが緊急性をある程度考えて、もし水害等があって、いろんな、こういうふうな、これは馬場下ですから、川べたにありますよね。こういう施設関係が、ある程度支障が起きたとか、そういうことで稼働ができなかった場合、やはり一般家庭の排水といいますか、家庭排水がこれは機能できなくなるわけですよね。そういうことも加味して、今回こういうふうな減額というふうに捉えたのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長(土田辰良君)

お答えいたします。

工事内容は、マンホールポンプの通報システムが21基ですね。それで非常用発電機を1基、 一応計上しておりました。一応、嬉野市のほうでなるべく早く、市としてはなるべく早くと いう要望は持っております。今現在、上峰町のほうで一応25年度ぐらいで終了するというこ とですから、早くて26年度ぐらいかなと担当課のほうでは考えております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

ということは、来年度までこれはやらないということですよね。言い方を変えればそうでしょう。25年度まで上峰町あたりで今予算が配分されているから、嬉野市の配分になるのは恐らく26年度だろうというふうな答弁だと今私は聞いたわけですよね。ということは、来年度までやらないわけでしょうが。

今、マンホールポンプ、そして非常用発電機、先ほど言いましたように、水害等があったときに、これが処理場が動かなかったとか、何とかなったときには、いろんなこの馬場下のエリアというものが稼働できなくなるわけですよね。一般家庭から排水ができないわけですよね。家庭排水にしろ、お風呂場にしろ、便所にしろですよ。そういうことを考えたときに、その財源をなるべく国のお金を使いながら、やはり市債、あるいは一般財源ですよね、このあたりをなるべく少なくしながら工事費をやりたいという担当課の考え方、また財政課の考え方は理解できるんですが、このマンホールポンプ関係でも、やはりもう老朽化というものがあって、21基の交換があると思います。

そう思ったら、これは交付金が来なかったから中止というふうなことで本当にいいのかな と思うわけですよ。最悪でも非常用発電機ぐらいはやはり単独でもつけて、購入は先を急ご うとか、そういうお考えはなかったのか。このあたりは課長並びに部長、あるいは財政課、 このあたりまで含めて、この非常用発電機のことについて御答弁をいただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長(土田辰良君)

お答えいたします。

さっきマンホールポンプの監視通報システム21基と答弁いたしましたけど、その電話回線 のほうの改修でございます。

以上です。(「それは緊急用でしょう」と呼ぶ者あり)はい。(「緊急用でしょう」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後1時17分 休憩

午後1時17分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

環境下水道課長。

〇環境下水道課長(土田辰良君)

すみません、答弁いたします。

今、電話回線のほうでしておりまして、今度は集中的に管理するような装置でございます。 以上です。 (「非常用発電機のことについては」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

非常用発電機について。環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (土田辰良君)

すみません、非常用発電機は、そのときマンホールポンプが故障した場合、そこに可搬式 として持っていく発電機でございまして、重量的には可搬式といいましても600キロから700 キロ程度の発電機でございます。

以上です。(「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後1時18分 休憩

午後 1 時18分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

環境下水道課長。

〇環境下水道課長(土田辰良君)

すみません、非常用の発電機でございます。非常用の。 (「休憩お願いします」と呼ぶ者 あり)

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩します。

午後1時19分 休憩

午後 1 時20分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

建設部長。

〇建設部長(松尾龍則君)

お答えいたします。

この非常用発電機と申しますのは、まず21カ所、先ほど申しました監視システムの21カ所の中に中継ポンプがございますが、そのポンプが電源といいますか、停電した場合にポンプが動かなくなるということで、それの補充するための保護するために非常用発電機を、簡易式の非常用発電機を持って、そこで発電してポンプを動かすというふうなシステムになっておりますが、この件につきましては、現在はそういうふうな非常用ポンプの設備がどこにもないということですね。今現時点において。だから、つけるということですけれども、それにつきましては、必要か必要でないかということで、結論的になろうと思いますけれども、必要でないといったら語弊になりますけれども、なるべくなら補助事業の中で、また今回この診断という調査も行っておりますし、その中で必要であるんじゃないかということでお願いをしているというふうに思っているわけなんですけれども、何せ、今課長が申しましたように、なかなか国の補助もおりないということで、今回は見合わせるということでございますけれども、国のほうにも、県のほうにも必要であるということを強く申し出まして、なるべく国の補助でできるように要望していきたいと思っております。

以上です。(「ちょっとよかですか、議長。暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後1時22分 休憩午後1時24分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

建設部長。

〇建設部長(松尾龍則君)

お答えいたします。

この非常用発電機につきましては、なるべく国の予算を使って買いたいと思っておりますけれども、それについて2年ぐらい待たなければならないということでございます。そのことにつきましては、業者の方に非常用電源、何かをリースをいたしまして、その2年間は貸与して、なるべく国庫補助をもってこの非常用発電機を購入したいと思っております。

以上でございます。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

これで議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案第92号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計

補正予算(第1号)全部について質疑を求めます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

ページ数100ページの委託料並びに工事請負費なんですけれども、今回、委託料としては計画変更認可業務760万円の減、管路・舗装復旧工事として2,660万円の減ということで、減額補正というふうになっております。これが入札減というふうな形の減額なのか、このあたりで次の2回目の質問が大きく変わってはくるんですが、内容について御説明をお願いいたしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長(土田辰良君)

すみません、お答えいたします。

委託料の760万円の減は、計画変更の関係でございまして、全体計画の変更の入札減と変 更認可の面積を少々落としておりまして、その金額と入札減でございます。

〇議長(太田重喜君)

よかですか。(「工事請負費は」と呼ぶ者あり)

〇環境下水道課長(土田辰良君)

すみません、工事請負費です。

この分は、さっきも言いましたように交付金事業の予算枠配分の減額による減額でございます。場所的には井手川内地区の今3カ所、今年度しておりまして、1カ所目は昨年の繰越分と今年度2工区しております。その残りの枝管に対して減額でございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

今、井手川内地区をやられているかと思います。これは一部第八土地区画も入ってくるのかなと思うんですけれども、このあたりを含めて、部長、第八区画もこの今回の管路関係、一部入って――全域じゃなくてね、こっちが一部入ってくると思っているんですよね、中井手橋周辺ですかね、下井手橋周辺やったですかね、あの橋は。あの周辺も入ってくると思っているんですが、それをすることによって、やはり第八の区画整理の保留地の販売関係に影響があるというふうに思うわけなんですよ。

やはり合併浄化槽と公共下水道では大きな設備投資になりますので、かなりこれは今後の 第八に影響してくるんじゃないかなという危惧を持つわけなんですけれども、それをしたと きに、先ほどと一緒なんですけれども、交付金が来ないからこういうふうに要は管路の枝管 の分の工事をやらないというのは、全体的な事業の中でいくと、これは交付金以上に私はマイナスの要因になるんじゃないかなと思うんですけれども、この点についてはいかがなんですか。

〇議長 (太田重喜君)

建設部長。

〇建設部長(松尾龍則君)

お答えいたします。

そうですね、委託の減額の理由は今申しましたように入札減ということですけれども、その中には駅前整備とか第八関係の変更認可関係が入ってございますが、それに付随して工事をするということでございますが、当初の計画からいたしましても、第八はまだ計画に上がっておりませんでしたので、今回、変更計画で入れております。そういったことで、次年度からできましたら整備を行ってまいりたいと思っておりますけれども、これも予算といいますか、そういった面もございますので、検討して、なるべく早くそういった今申されましたように、第八関係の保留地処分関係も下水道が来ていたほうが、やっぱりどうしても土地の価値が上がるということでございますので、なるべく早く事業を実施したいと考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

そいけん、今、部長からのお答えがあったわけなんですけれども、そのとおりなんですよ。 結局は環境整備の充実を図っとかないと、やはり保留地処分、これは全然進まないわけです よ。公共下水道で、やはりいろんなエリア、今からふやしていかなければなりませんけれど も、やはり嬉野市の第七、第八、このあたりの保留地処分というものが、やはり大きく市の 財政のほうにものしかかっているわけですよね。このあたりを考えたときに、市全体の中で、 いかにして第七、第八の保留地を処分するか、そういうものも一つ頭の中に入れていかなけ ればいけません。

そういう中で、今回の公共下水道の工事費として、枝管の分が交付金がなくなったということで中止をするというのは、最初私が申し上げたように、嬉野市の負のほうの資産のほうが大きくなったと、交付金をもらうだけというふうなことじゃなくて、そのあたりを十分考えた事業の進め方を、その公共下水道だけじゃなくて、これに付随するいろんな区画整理とか、それまで含めてトータル的に考えた減額のことをしていただかなければいけないと思います。くどくなりますので、部長からは答弁は要りません。

そのかわり市長のほうにお尋ねをしたいんですが、これぐらい全体的なことも考えて、公

共下水道、あるいは農業集排関係も進めなければならないと思いますが、市長としても、あ くまでも交付金にこだわらなければいけないというふうな考えなんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

第八については、できるだけ早くということでございますので、私どもとしても、できるだけ早く繰り上げてやろうということで今体制を組んでおるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

全体的な財政の課題もありますものですから、どうしても、やはり交付金がつくものについては交付金利用ということでやっていきたいということで指導をしているわけでございますので、若干時間的な課題はあると思いますけど、できるだけ早くするように努力をしていきたいと思います。

以上でございます。(「いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

これで議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別 会計補正予算(第1号)全部について質疑を求めます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。山口要議員。

〇17番(山口 要君)

それでは、まず第七の分でお尋ねをいたします。

まず、今回の処分金が、保留地処分金がされております。3,519万2,000円、この分について、平米数、それで区画等おわかりであると思いますので、お示しをいただきたい。

それで、実は平成23年度末で私が調べた中におきますと、大体保留地処分金、トータルで第七で見れば8億7,205万円、トータル保留地処分金になっていますね。平成23年の末、年度末で見ましたときに3億3,076万円まで売却をされております。今回、3,519万円足して3億6,595万円と、これが全体の8億7,205万円から見たときに41%しかまだしておりません。今後の推移を含めて、どのような状況になっていくのかということも含めてお答えをいただきたい。

まず、第1回目はそれだけ。

〇議長 (太田重喜君)

建設・新幹線課長。

〇建設·新幹線課長(中尾嘉伸君)

お答えをいたします。

まず、今回の保留地の処分金の内訳というふうなことでございますけれども、まず件数にしましては1件でございます。面積につきましては、約847平米、坪数で256坪でございます。あとの計画といいましょうか、そういう考えはどうかというふうなことでございますけれども、おかげをもちまして23年度で事業は完了いたしまして、24、25、26年度、この3年間で一定、特会の整理期間というふうなことになっておりますけれども、今現在もそうでございますけれども、まず担当課としては、売るほうの努力を行うというふうなことで、再三再四、今まで言ってきておりますけれども、あらゆる媒体等を使いながら、まず売る努力をいたすというふうなことで、今来ておるところでございます。

その中に、他力本願的に非常に申しわけないんですけれども、例えば新幹線はちょっとまだ先になるんですけれども、そういったところでの期待、それから、病院等の先生方の宿舎等々、あるいは新幹線で潰れる方の代替地、そういった方でちょっと期待をしておるところでございますけれども、それはあくまでも他力本願でございますので、ぜひ担当課としてはまず努力をいたすというふうなことでございます。

それで、あと3年間、事業、特会をそこで締めました暁には、100%売れておればいいんでしょうけれども、当然一般会計のほうに引き継ぐというふうなことでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口議員。

〇17番(山口 要君)

後段の分からいきますけれども、これが平成24、25、26、27年度からあれですよね。

それで、その後については、もう完全に精算をしなければならないのか、それともそれが継続してできるのかどうかということで、それをお答えいただきたい。そうしないと、実はこれがこのまま仮に売れ残ったとした場合については、実に残金の分、まだ4億円近く、今現在で5億610万円残金残っているわけですね。仮に売れなかったとしたら、その分が全部一般会計になってくるわけですよ。だから、そこら辺のことを含めて、まず継続できるかどうかということ、それをお答えいただきたいということと、今回の売買については随契ですか。それで随契で、例規によりますと、保留地の処分については公開抽せんによるものとするというふうな例規になっております。それは随契でも構わないということになっておりますけれども、過去の例を含めて、そこら辺の状況をお聞かせいただきたい。

あわせて、2回目ですので、もう言いますけれども、このままの形で、実は今の坪単価を 見たときに、第七で見ましたときに平均単価が坪13万円、いわゆる売れた金額、押しなべて みますとね、そういう金額になっているわけなんです。民間の場合については、もう今10万 円下った金額で売買されている。そこら辺のところ、前も申しましたけれども、そこら辺の ことについて、今後どういうお考えなのかということ。

実は、第8条の2項を見ましたときに、施行者は経済的変動、その他の事由により必要があると認めるときは、評価委員の意見を聞いて、前項の規定により定めた予定価格を変更することができるという項目もあります。だから、そこら辺を含めてどのようにお考えになっているのか、お答えいただきたい。

〇議長(太田重喜君)

建設・新幹線課長。

〇建設・新幹線課長(中尾嘉伸君)

お答えをいたします。

まず、先ほど3年間の精算と申し上げましたが、まずイエスかノーかで言えば、それはもうできると思います。ただ、先ほど言いましたように24、25、26年で1回は精算すべきというふうに考えております。

と申しますのは、今、保留地の問題と、もう1つが精算金の問題がございます。その精算金についても多額になるならば分割でもいいですよということがございますので、そういった見地等々から3年間と通常言われておりますけれども、担当課としては、まず一定3年目で済みましたところでは、1回はもう精算をしてみるべきだというふうに考えておりますけれども、引き延ばすことができるかというふうに言われれば、それはもう可能かというふうに考えます。

それから、今公募と、随契と公募というふうな話が出ておりましたけれども、まず基本的には公募、それから手をたくさん挙げられれば、そこで抽せんというふうな形でとっておりますけれども、2回目以降のまた売り出しにつきましては、もうなかなか売れないというふうなことであるならば、実績はございますけれども、1回目は公募をして、それであと売れなかった場合は、2回目以降は早い者勝ちと言ったら語弊ございますけれども、そういった形もとっております。

それから、価格の話でございますけれども、一応評価委員制度というふうなことで、我々が評価委員制度というふうなことで今とっておりますけれども、その評価委員会の中で価格の決定をいたします。ある一定、いろいろな先ほど十何万円とか言われましたけれども、その金額がそこから出た金額でございますけれども、これはもうなかなか売れないということであれば、また見直しというふうなことも可能でございます。

今までの実績、契約につきましては、抽せんももちろんございました。それから、先ほど も再三再四申しました随契、いわゆる随契ですね。早い者勝ちというふうなことで、公募の 区画につきましては、そういう後のほうのやり方につきましても採用をいたしております。

それからもう1つ、つけ保留とかなんとかいろいろございますけれども、それはほとんどの場合が随契になっておりますけれども、今議員質問の事項は、あくまで公募で売り出す場

合というふうなことですので、ちょっと割愛をいたしたいと思います。 以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口議員。

〇17番(山口 要君)

先ほど課長は、もうイエスということで言われましたので、この精算については、継続ということについて、それはもう確認をしていいわけですかね。それが第1点。もう最後ですので。

やはり、今この保留地処分金のことが、もう目の前に迫ってきているんですね。今のままいったら。このままいったら、それができないとなるならば、先ほど申しましたように、どんと一般会計、そういうことで入ってくる、それを私は一番危惧するわけなんです。そういうことを含みおいて、今まではもう遠い先のように考えられていましたけれども、もう3年後を見据えたことを含めて、先ほどの第8条まで先に買った方等々の問題もありますけれども、やっぱりある程度見直しをしながら、周辺の地価、民間で売買されている価格等も含めて、もう一遍検討すべきじゃないかということだけをお尋ねしておきます。

〇議長 (太田重喜君)

答弁いいですか。建設・新幹線課長。

〇建設·新幹線課長(中尾嘉伸君)

まず、お答えをいたします。

まず1点目、イエス、ノーの話で申しわけございませんが、3年間の精算期間がございますということから出てまいりましたけれども、その特会を延ばすことができるかということで、イエス、ノーのイエスと申し上げました。

ただ、今財政課とも話す中では、3年間の精算期間からすれば、とりあえず私どものほうとしては一般会計と、また話は戻りますけれども、そういった考えなんですけれども、その辺の状況等を見れば、それは延ばすことは可能ですよというふうな意味でございます。

それから、なかなか非常に他人事のようで申しわけございませんが、非常に厳しい中で確かに売っております。そういった中で、どうしても事業費とのバランスの中で単価を設定した分も当然ございます。しかしながら、そういう経済状況の中では議員御質問のように評価委員会の中で単価の見直しというのは、それは当然今後出てくるというふうに考えております。

以上です。(「いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

これで議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案第94号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別

会計補正予算(第1号)全部について質疑を求めます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。山口要議員。

〇17番(山口 要君)

ほぼもう内容は同じですので、2つ、3つだけお尋ねをいたします。

まず、土地貸付料が385万3,000円、非常に大きな金額で貸付料になっておりますので、その内容、そして先ほど申しました第七区画整理においては約41%売れているわけなんですけれども、第八についてはもう全体、新計画の保留処分4億6,551万円から見ましたときに、平成23年末、そして今回売れた金額863万円しても5,568万円しかない。ということは、全体の4億6,451万円からしたときに14%の売却価格しかないんです。実に、あと86%売れ残りということなんですよ。これはもう大変なことだというふうに思っています。

そういう面で、先ほど神近議員からも指摘がありましたけれども、私もどこで質問しようかということで、公共のところで座るか、こっちで座るかということもあったんですけれども、やはりそのような全体計画の中で、こういう今、公共下水道のことについても、それはもう全体になりますのでいいですから、やっぱり市役所全体の中でそこら辺を含めて、政策会議等々もあるわけですから、もう一遍そこら辺のことを考え直しながら、今度のそういう事業についても展開をしていただきたいということだけを要望して、もう最初の385万円だけお答えください。

〇議長 (太田重喜君)

建設・新幹線課長。

〇建設·新幹線課長(中尾嘉伸君)

お答えをいたします。

117ページの土地の貸付料の件でございますけれども、第八区画整理内には九電の高圧線の送電線が通っております。その分の地役権の設定を当然九電がいたしますので、そういう瑕疵がつきますので、そういった補償というふうな形で金額をいただいております。中身につきましては、5区画の上を通っておりましたので、そのトータルをしてここに385万3,000円の補正を行っております。

それともう1つ、ちょっとすみません、つけ加えますけれども、先ほどの第八区画で、確かに第八区画の中での保留地の処分ということでございますけれども、今、一般公募での売却というのが数字に出てきておりますけれども、それまでにつけ保留とか、そういった感じの中でも若干そこは入っておりますので、小さなことですけれども、パーセンテージにつきましては若干上がるものというふうにつけ加えておきたいと思います。

以上ございます。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

これで議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号 平成24年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算 (第1号) 全部について質疑を求めます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

まず、歳入から。神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

128ページになりますが、浴場使用料として大浴場の分で107万5,000円計上されております。これは、歳出のほうで源泉使用料としてそのまま計上されていらっしゃるんですよね。 この理由について、お聞かせ願いたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

お答えします。

まず23年12月だったですかね、第二笹屋跡地の購入があって、駐車場を利用することができるようになりました。それで集客が3割ほど伸びております。昨年度7万人ぐらいだったんですが、その分が10万人近くまでいくだろうという予想が立てられます。

それで、当然お客さんが多くなりますとお湯の使用も多くなるというところで107万5,000 円の収入増と。そうすると、もう1つ、次年度、特別会計を廃止する手続が必要です。とい うのが、指定管理を受けられた場合に廃止する必要がありますので、経過措置としては5月 ぐらいまで引っ張るつもりですが、その中でもまだ精算という形で3月補正出てきますので、 今回、特別会計の会計内で処理をさせていただくという形をとらせてもらっています。

それと、歳出のほうにちょっと絡むんですが、どうしてもそっちでふえることによって、 歳出のほうがどうしてもふえるものですから、歳入のほうをそれだけ額を一緒に上げたとい うことです。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

だから、やはり特会の中で予備費というふうな項目を設けて、そういうふうないつでも充用、充填できる財源としての確保ということはできないんですかね。

思ったのが、結局先ほど歳入の3割入場者がアップしたということで、使用料そのものが収益として上がってくるというものについては理解をしているんですよ。だからといって、それが全て真っすぐ源泉使用料に行くのかといえば、そういうわけじゃないと思うんですよね。人数がふえたからイコールそのままが源泉使用料というのは、多分成り立たないと思うんですよ。イコールじゃないと。あくまでも一日のシーボルトの湯の中で、やはり入れかえ

関係、あるいはお客さんがふえて、体を洗ったり、出したりするというのでお湯も使うのは わかりますけれども、だからといって使用料イコールじゃないというふうに私は思うんです よ。

ですから、そういう中で、歳入の分を結局歳出の中でいろんなカバーができるために、とりあえず源泉使用料のほうに流れてしまったんじゃないかなと。一応金額としてですよ。ですから、もしそういうふうなことであれば、逆に私は予備費的なところで、やはり使用料で歳入が上がった分は充当ができるような予備費のところが一番いいのではないかなというふうな私の補正予算書を見たときの感触だったものですから、今お尋ねをしているんですが。

〇議長 (太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

実際、歳出のほうからちょっとお話をさせていただきますと、源泉使用料が大体月に900トンで計算をして12カ月分ですね。それの320円の単価を掛けております。それで、プラス精算金の一部を40万円程度ですけど、上げさせていただいて支払いをするわけですが、その分、11月末見込みで決算見込みを実際はじいております。その中で、どうしても出を考えると、使用料がどうしても支払いが足りないということになりますので、その分を30%の増客になっていますので、実際は100万円ちょっと超えるくらいの収入がもちろんございます。その分で今回どうしても額を動かしますと、一般会計からの繰り入れとか、そういうことが出てきますので、今回は特別会計のみで処理をさせていただいているということです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

次に、副島孝裕議員。

〇10番(副島孝裕君)

今の神近議員と同様の質問になるかと思いますが、ここで歳入歳出を一緒にお聞きしていいでしょうか、議長。

〇議長 (太田重喜君)

はい、どうぞ。

〇10番(副島孝裕君)

それで、ただいまもありましたように、107万5,000円の使用料ですけれども、先ほど神近議員もお尋ねになりました大浴場の使用料で入りの分と源泉使用料として出ていく分、今言われた900トンの12カ月の320円ですか、それで3割増というのは、この前からもお聞きしています。それで、大体これを計算してみれば27%ぐらいに当たりますね。それで、その3割増というのは理解はできるにしても、その利用増による収入のふえた分がそのまま源泉使用

料とは我々は理解できません。ほかにも何か足すことによって、源泉使用料の増加と見合う 107万5,000円になるんじゃないかなと、そうすれば理解できるとですけど、この辺をもう一 回説明していただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

お答えします。

先ほどもちょっとお話ししましたが、その11月末までで3月までの予測を立てております。というのが、昨年の12月に駐車場ができて、1月、2月、3月というのは、もう既に効果が出ていたというふうに考えますので、その分はそのまま据え置きをして、それと今までにちょっとふえた分、増の分をはじいてみますと、どうしても使用料が、支払いが足りないということになります。そこから、先ほどもちょっと話しましたが、次年度、指定管理の特別会計の廃止が出てまいります。その中で、生産をしていくと多分一般会計からの繰出金も変えていく必要があるだろうというふうに思っています。

今回、実際175万円収入があって175万円――すみません、間違いました。107万5,000円の支出があって107万5,000円の収入があるというふうに計算をしておりますが、どうしても特別会計の中だけで処理をちょっとさせていただきたいということで、今回そういうふうに上げさせていただております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

とすれば、先ほど言われた、要するに今回特会を精算すると、それで経費を大体40万円ぐらい見ているというふうな答弁やったとですけど、それもあわせて107万5,000円というふうに理解していいわけですか。精算金の40万円で、さっき答弁の中にあったごたったばってん。私の聞き間違いかな。(「40万円では言ってないと思います」と呼ぶ者あり)要するに、歳出のほうが精算金も含めた107万5,000円なのか。

〇議長 (太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

お答えします。

精算をしてみますと、出のほうがどうしても107万5,000円足りないということにです。どうしても契約自体が一括払いに、毎月の使用料は900円で算定をしていますけど、どうしても一括払いになっていますので、1年分支払うということになっていますので、それとあと

精算の分を考えますと、どうしても足りないということになりますので、今回そういうふう に計上させていただいております。

〇議長 (太田重喜君)

産業振興部長。

〇産業振興部長 (一ノ瀬 真君)

お答えいたします。

基本的には、お湯の使用料に支払うお金が107万5,000円ほど、来年の3月までに払うお金が足りないということでございます。それで、その分の補正を今回お願いするということで、その後についてきたのが歳入でございます。(発言する者あり)使う分の穴埋めに、入場者からのお金をいただいた分を穴埋めすると、実際は見込みを立ててみますと、あと歳入のほうが、ちょっとあくまでもこれは見込みですけど、あと100万円ぐらいは歳入として実際ふえてまいります。ですから、207万5,000円にして本当はよかったんでしょうけど、そうしますと一般会計をまたひねらんばいかんということで、とりあえず今回はとんとんにゼロにさせていただいて、それで繰越金のほうも繰越金で調整をさせていただいたと、一般会計(発言する者あり)早よう言うぎそういうことです。すみません。(「やっぱりどうしても同額というのは不自然やけんね」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、山口要議員。(「取り下げます」と呼ぶ者あり)

歳出について。副島孝裕議員。(「今、一緒に済みました」と呼ぶ者あり)これでよかわけ。

これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算(第2号)全部について質疑 を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第97号 嬉野市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について 質疑を求めます。

追加議案で通告の時間がありませんので、通告書なしで質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。議案第97号の質疑を終わります。

次に、議員発議の3件について質疑を行います。

まず、発議第10号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑はないようなので、これで質疑を終わります。

次に、発議第11号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。 質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようなので、これで質疑を終わります。

次に、発議第12号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

次に、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、同じく諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

これで提出議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程を全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、12月18日も議案審議の予定でございましたが、 本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、12月18日は休会といたしたいと思います。御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、12月18日は休会することに決定いたしました。 本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時4分 散会